

令和3年度 新富町長期総合計画 実施計画書の検証

令和4年9月

新 富 町

■事業実施計画（検証）の目的

新富町では、平成２３年度から新富町第５次長期総合計画に基づく「各課の事業実施計画」を作成し、年度終了後にその検証を実施の上、公表しています。

■検証の方法

令和３年度各課の事業実施計画における取組事業に対し、事業の達成状況を各課で検証し、総合的な評価を行っています。評価欄の記述については、以下のとおりです。

評価記号	目標達成状況
○	全部で目標を達成することができた
△	一部で目標を達成することができた
×	目標を達成できなかった
●	評価できなかった

目 次

総務課	- 3 -
総合政策課	- 10 -
財政課	- 15 -
基地対策課	- 17 -
税務課	- 19 -
町民課	- 22 -
いきいき健康課	- 24 -
福祉課	- 31 -
産業振興課	- 42 -
農地管理課	- 48 -
都市建設課	- 51 -
水道課	- 56 -
会計課	- 58 -
議会事務局	- 59 -
教育総務課	- 61 -
生涯学習課	- 66 -
農業委員会事務局	- 71 -

総務課

課長	池田 真二
課長補佐	冠地 千里
課長補佐	斉田 貴史
秘書広報室長	工藤 貴之
情報化推進室長	清 紀文

1. 総務課の役割

総務課は、職員係、行政係、危機管理係、秘書広報室秘書広報係、情報化推進室情報化推進係で構成されています。

各係の業務内容は次のとおりです。

【職員係】人事、給与に関すること。

【行政係】議会、法制執務、行政一般、行財政改革に関すること。

【危機管理係】危機管理、防災、消防、防犯、交通安全に関すること。

【秘書広報室秘書広報係】秘書広報広聴に関すること。

【情報化推進室情報化推進係】情報通信網の整備、行政情報システムに関すること。

2. 個別事業とその目標

① 町内 IT 化の促進	
① （第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ）	
◆ オンラインで申請可能な行政手続のデジタル化に取り組み、サービスの向上を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 議会を身近に感じてもらうための取組として、IP 告知放送を活用し議会本会議の放送を行いました。また、コロナ渦の運動不足解消のためラジオ体操の放送を行いました。 健康診査当の申込みや届出のオンライン化に取り組み、来庁しなくても申込み・届出ができるようサービスの向上を図りました。
② 防火意識の向上	
（第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政）	
◆ 消防団組織の充実	
① 消防団員の確保を図ります。	
② 女性消防団員の加入促進を図ります。	
③ 機能別消防団員の加入促進を図ります。	
◆ 消防団の消火体制の強化を図るため、背負い式水のうを整備します。	

(予定数： 32 個)	
◆ 消防水利施設確保のため、消火栓の修繕・新設を行います。	
【評価】 ○	【検証】 町広報紙に消防団活動報告や団員募集記事（女性消防団員・機能別消防団員を含む）を掲載し、消防団員の確保に努めました。 女性消防団員が 2 人、機能別消防団員 5 人が新たに入団しました。 補助事業を活用し、各部へ 2 台ずつ（16 部分 32 台）背負い式水のうを整備しました。 消防水利確保のため、消火栓を 1 基新設（軍瀬地区）し、1 基修繕（岩脇地区）しました。

③ 救急体制の強化	
(第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 関係機関と連携したドクターヘリの運用を行います。	
【評価】 ○	【検証】 勤務時間外でも迅速な対応できるよう、東児湯消防組合、新富町の両者が使用している、業務用携帯電話の情報を共有し、連絡体制の強化を図りました。

④ 住民と一体となった防災体制の構築の推進	
(第 1 節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 自主防災組織設立の環境づくり	
① 区長会等で組織づくりのための情報を提供します。	
② 自主防災組織の未設置地区への組織設置を推進します。	
③ 自主防災組織、消防団等で県が行う防災士養成研修を受講し、地域等における防災リーダーの育成を図ります。なお、資格取得に必要な防災士試験受験料と防災士認証申請料を助成します。	
◆ 自主防災組織への活動支援	
① 自主防災組織を結成した地区に対して、発電機や投光機等の防災資機材を配置します。	
◆ 防災訓練の実施	
① 地区と連携して防災訓練を行います。また、防災講話などによる防災意識の啓発を行います。	

【評価】 △	【検証】 未結成の地区に対し、区長会において資料を提供し、自主防災組織結成を促しました。防災士養成研修における受験料、認証申請料を補助し、新たに5名が防災士の資格を取得することができました。 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、地域の活動が制限された影響により、新規での自主防災組織結成地区はありませんでした。そのため、防災資器材の配備も行うことができませんでした。 また、要配慮者の避難を想定した夜間避難訓練を、東五反田地区と地元消防団とが合同で実施しました。その他、高齢者施設、消防団、防災士、テゲバジャーロ宮崎など、地域と連携した防災訓練、防災講話を合計12回実施しました。
----------------------	--

⑤ 災害時体制の強化の推進 (第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 総合的な災害時体制の強化 ① 災害時の物資提供等の体制を確立するため、関係事業所との支援協定を計画的に締結していきます。 ② 地域住民と連携した避難訓練を実施します。 ③ 防災行政無線放送施設（移動系設備）の更新を行います。 ④ 県の浸水想定見直しに伴う洪水ハザードマップの更新を行います。 ⑤ 災害防災体制の強化を図るため、地域防災計画等の見直しを行います。	
【評価】 ○	【検証】 西日本電信電話株式会社（NTT 西日本）と、情報伝達に関する災害時支援協定を1件締結しました。 地域住民と連携し、要配慮者避難を想定した訓練を、初めて夜間に実施しました。 災害に備えた情報伝達の手段として、280MHz 防災ラジオの整備を行い、全戸、町内事業所等へ受信端末を無償貸与しました。（3月末現在貸与数合計5,046台） 令和3年度は、浸水想定区域見直しがなかったため、洪水ハザードマップの更新は行いませんでした。 災害対応力向上のため、各課の災害時初動体制の見直しを行いました。また、避難情報等の変更を含めた地域防災計画を見直しました。 避難所の環境整備として、新田学園小学部体育館に空調機を設置しました。

⑥ 安心安全な町づくりの推進	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 地域住民等から設置要望があった箇所に防犯灯を設置します。また、機器の長寿命化と電気料の負担軽減を図るため、照明器具にLEDを採用します。 ◆ 青色パトロール車を活用した巡回を実施します。 ① 交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施します。 ② 児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを毎日実施するとともに、毎月第3金曜日に「見守り隊」と合同で安全パトロールを行います。 ◆ 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進を行います。	
【評価】 ○	【検証】 地域住民等から要望のあった防犯灯については7箇所の新設を行い、LEDへの照明機器取替えとして64箇所更新を行いました。 春と秋の交通安全運動期間に合わせて、啓発キャンペーン等を実施するとともに、児童・生徒の下校時間に合わせた安全パトロールを、自主防犯ボランティア団体と協力し、随時実施しました。 防犯・交通安全情報を提供する「新富町メール配信サービス」の登録促進として、ホームページ等で広報を行いました。 自然災害、火災、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復または軽減、生活再建を目的とした、「新富町民の心に寄り添う支援条例」を制定しました。

⑦ 交通安全対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 見通しの悪い交差点や危険箇所等にカーブミラー、注意喚起を促す看板を設置します。 ◆ 交通安全、安心安全なまちづくりを目指し、ドライブレコーダー取り付け促進事業を行います。	
【評価】 ○	【検証】 要望のあった見通しの悪い危険箇所や通学路等に、注意喚起の看板を8箇所設置しました。 安全運転意識高揚とあおり運転被害防止対策として、ドライブレコーダー設置費用の一部助成を82名に対して行いました。

⑧ 人権啓発活動の取組	
(第3節 教育・文化・人づくり_IV 生涯学習_2 生涯学習活動の促進)	
◆ 新富町人権擁護委員による無料の人権相談所を、富田地区、新田地区、上新田地区それぞれ年2回計6回開設します。 ◆ 人権尊重理念への理解を深めてもらうため、人権週間に合わせて人権啓発活動を行い、人権尊重のまちづくりを推進します。 ◆ 町内の小中学校及び特別支援学校の児童生徒において、人権を尊重することの大切さについて理解を深めてもらうことを目的に、人権に関する作品の募集を行い、その作品を人権週間等に啓発資料として活用し広く人権意識の普及高揚を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 町内4名の人権擁護委員による「人権・なやみごと相談所」を偶数月の第1金曜日に開設を行い、富田地区・新田地区・上新田地区で合計6回開催しました。 12月に町内で広報活動及び啓発物品の配布を行いました。あわせて、総合交流センターきらり西回廊において、小学校人権啓発ポスターの掲示を行い人権尊重の啓発に努めました。

⑨ 性的少数者に配慮した取組	
(第3節 教育・文化・人づくり_VI ボランティア・男女共同参画_2 男女共同参画の推進)	
◆ パートナiership宣誓制度導入に向けた、調査・研究を行います。	
【評価】 ○	【検証】 新富町パートナーシップ宣誓制度実施要綱を制定しました。 この制度を活用し、町がパートナーシップ宣誓を公に証明することで、町営住宅への申込を可能とする等の取り組みを開始しました。しかしながら、実績はありませんでした。

⑩ 乗車券販売事業	
(第4節 産業・経済_V 観光_1 観光)	
◆ 日向新富駅における乗車券販売の運営を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 日向新富駅での乗車券販売の営業時間を早朝から開始し、休日販売も行いました。

⑪ 広報誌等による情報提供の充実	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅱ 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆ 町広報誌、町のホームページの活用により町民への情報提供の充実を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 広報誌の編集・デザインに経験のある地域おこし協力隊を活用し、住民に分かりやすい広報誌の作成を行い、宮崎県広報コンクールで入選を果たすなど広報誌の充実に努めました。また、広報誌についてはホームページにも掲載し、より広い情報提供を行いました。

⑫ 地区（自治会）加入の推進及び地区組織の活性化	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅱ 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆環境整備や防犯・防災、青少年育成など地域に愛着を持ち、自主的・主体的に活動できるようだれもが住みやすい安全・安心のまちづくりを目指し、広報誌等で地区加入を呼びかけ、転入者に対する地区加入チラシの配布等、地区組織の拡充を図ります。	
◆地区組織活性化のための取組みを推進していきます。	
【評価】 ○	【検証】 区長会において、地区加入要件の緩和について依頼を行いました。また、転入時に地区加入のパンフレットを配布して、地区加入について案内を行いました。

⑬ 行政運営の効率化	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆さらなる行政運営の効率化を目指し、行政需要に対応した組織体制にし、業務内容に応じた職員構成、適正な人員配置に取り組みます。	
【評価】 ○	【検証】 行政需要に対応した組織体制構築及び人員配置のため、所属長に対して、課題等把握を行い、適正な配置に努めました。

⑭ 職員の資質の向上	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆ 職員の資質の向上のため次の事業に取り組みます。	
①人事評価制度を充実させ、人材育成を図ります。	
②町関係機関へ職員派遣を行います。	
③市町村研修センターの実施する研修に参加します。	
④町独自の派遣研修を積極的に行います。	
⑤職員に対する独自研修を充実させます。	
⑥職員の心身にも気を配り、メンタルヘルスやカウンセリングを行います。	

【評価】 ○	【検証】 管理職員を対象に人事評価制度研修を行いました。 町関係機関に4名の職員派遣を行いました。 宮崎県及びその他外部機関に5名の派遣を行いました。 市町村研修センターの実施する研修への参加促進を行いました。 職員独自で企画実施する先進地研修及び町独自の研修を行いました。 メンタルヘルスやカウンセリングについては、チラシ等で啓発のほか、職員を対象にカウンセリングを実施しました。
----------------------	--

⑮ 広域行政の推進 (第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_5 広域行政の推進)	
◆西都・児湯地区の連携を強化するとともに、広域行政を推進し効率的な行政運営の調査・研究を進めます。	
【評価】 ○	【検証】 西都児湯の1市5町1村で連携を強化し、執行機関や附属機関の共同設置を行い、効率的な行政運営を行いました。

総合政策課

課長 比江島 信也
 課長補佐 有馬 義人
 スポーツ観光推進室長（兼）有馬義人

1. 総合政策課の役割

総合政策課は、企画政策係とスポーツ観光推進室で構成されています。
 業務内容は次のとおりです。

【企画政策係】 第5次新富町長期総合計画に掲げる主要施策の実現に向けて、1. 総合計画の実効性確保、2. 政策立案・調整、3. 男女共同参画、4. 統計調査、5. 地方創生総合戦略に伴う事業、6. 企業誘致、7. 地域住民との協働推進などの役割を担っています。

【スポーツ観光推進室】 サッカーを中心としたまちづくりを目指し、スポーツ観光事業を推進しています。

サッカースタジアムの指定管理、防衛省補助を活用した屋外運動場（フットボールセンター）の整備、J3所属のテゲバジャーロ宮崎との連携事業や、女子サッカーチームの活動を進めるNPOを支援しています。

2. 個別事業とその目標

① コミュニティバス事業・デマンドタクシー事業

（第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _1 暮らしのインフラ）

◆ 移動手段を持たない方に対し、日常生活に必要な交通手段としてデマンドタクシーとコミュニティバスを併用し運行します。

【評価】

○

【検証】

乗合タクシーとコミュニティバスを併用運行し町民の利便性向上に努め、乗合タクシーは4,761人が、コミュニティバスは3,901人の利用がありました。

② 地域おこし協力隊の受入れ

(第1節暮らし・環境_Ⅰ生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 都市部からの住民を地域おこし協力隊員として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

【評価】

○

【検証】

令和3年度は、起業を目指す1名の隊員とスポーツ観光に取り組む隊員2名を新たに受け入れ、3年後の定住・定着に向けて各々の活動を開始し、27名の隊員が町内で様々な活動を行いました。

総務省の要綱改正に伴い、新型コロナウイルス感染症感染拡大により活動に影響のあった隊員について令和4年度から任用期間の特例延長を行うこととしました。

③ 地域おこし支援隊の受入れ

(第1節暮らし・環境_Ⅰ生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 企業版ふるさと納税を活用して、地域おこし協力隊の要件に該当しない都市部以外からの移住希望者を地域おこし支援隊として受け入れ、地域活性化に貢献してもらうとともに定住の促進を図ります。

【評価】

○

【検証】

企業版ふるさと納税を活用した寄付を活用し、2名の支援隊員を任用し、地域おこし協力隊員とともにスポーツ観光に関する業務に従事するよう支援しました。

④ 空き家等の利活用

(第1節暮らし・環境_Ⅰ生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)

- ◆ 空き家バンクを創設し、空き家の所有者に同バンクへの登録を勧めるとともに、登録物件のリフォーム等に関する費用を一部助成し、移住定住の促進を図ります。

【評価】

○

【検証】

空き家バンク制度により、新規利用登録11件ありました。新規での物件登録は5件あり、売買契約に至った件数が5件すべてに対し、空き家バンクリフォーム等補助金を支給しました。

⑤ 男女共同参画の推進

(第3節 教育・文化・人づくりⅥ ボランティア・男女共同参画_1 ボランティア・男女共同参画)

- ◆ 新富町男女共同参画計画に基づき、男女共同参画社会の形成に向けて理解を深めるための広報活動に取り組みます。
- ◆ 政策・方針決定に男女の意見がそれぞれ反映されるよう、各種審議会等へ女性の参画を推進します。

【評価】 ○	【検証】 県と連携しながら広報啓発を進めるとともに、全庁的に各種審議会等への女性参画を推進しました。
-----------	---

⑥ 女性の活躍推進

(第3節 教育・文化・人づくり_VI ボランティア・男女共同参画 _1 ボランティア・男女共同参画)

- ◆ 職場、家庭、地域等あらゆる分野において女性が参画でき、それぞれの分野の意思決定過程に女性が参画できるよう情報の収集や提供に努めます。

【評価】 ○	【検証】 宮崎県男女共同参画センターの機関紙や事業案内を町内公共施設等で配布するなど、情報の提供に努めました。
-----------	--

⑦ 企業誘致の推進

(第4節産業・経済_III 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新たな工業団地確保のための候補地の研究とあわせ、町外からの企業誘致に取り組みます。
- ◆ 西都・児湯地区企業立地促進協議会を核として広域的な企業誘致活動に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 認定を目指す企業等の相談を5件受けるとともに、うち1件について開発行為申請に関する手続きを支援しました。
-----------	--

⑧ ふるさと納税推進事業

(第4節産業・経済_V 観光 _1 観光)

- ◆ 地場産品を活用したふるさと納税事業を推進します。

【評価】 ○	【検証】 地場産品を活用したふるさと納税事業を推進し、令和3年度は14億7,756万円の寄附をいただきました。
-----------	--

⑨ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客

(第4節産業・経済_V 観光 _1 観光)

- ◆ 新富温泉「サン・ルピナス」の集客を図るため、指定管理者と連携し、PR活動を積極的に行います。
- ◆ お客様の声を大切にし、お客様のニーズにあったサービスをより一層強化します。
- ◆ 施設を気持ちよく利用していただけるよう老朽化による修繕を迅速に行います。

【評価】 ○	【検証】 毎月、指定管理者からお客様の声について報告を受け、ニーズにあったサービスを行いました。
-----------	---

⑩ 経済・産業の活性化

(第4節産業・経済_VI 地方創生 _1 地方創生)

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、町内事業者の経済・産業の活性化につながるよう、利用の活性化が求められる遊休公共施設等を再活用するなどして、交流人口や関係人口の拡大に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

閉校となった旧富田小学校追分分校の校舎をスポーツ合宿やワーケーションで利用できる宿泊施設とするため、こゆ地域づくり推進機構に補助金を交付して改修工事を支援しました。

⑪ 女性アスリートによる地域活性化事業

(第4節産業・経済_VI 地方創生 _1 地方創生)

- ◆ 企業版ふるさと納税制度を活用し、女性アスリートが在籍するチームの運営を支援することで、女性アスリートによる地域活性化に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

12社の企業から、総額3,150万円の企業版ふるさと納税による寄付を受け、チーム運営を支援しました。

⑫ 町内への「賑わい」の創出

(第4節産業・経済_VI 地方創生 _1 地方創生)

- ◆ 県内のサッカー競技の中心地となるフットボールセンターの整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和4年度の完成を目指し、グラウンド2面、管理棟1棟、駐車場、屋外トイレで構成されたフットボールセンター整備のための工事に着工しました。

⑬ 長期総合計画の実効性の確保

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_I 行財政 _1 行財政)

- ◆ 基本構想および基本計画に基づく施策について、毎年度の事業実施計画書を作成するとともに、前年度の検証を実施し、公表します。

【評価】

○

【検証】

令和3年度の実施計画を7月に、令和2年度の検証を9月に公表するとともに、10年間の検証報告書も作成・公表し見直しを行ったうえで、令和4年度から令和13年度を対象期間とする第6次計画を策定しました。

⑭ 地域づくり事業の推進

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅱ 町民参加の推進 _1 町民参加の推進)

- ◆ まちづくり条例に基づく一般枠・イベント開催枠を広く町民に周知し、一般枠のさらなる実績増を目指します。
- ◆ まちづくりを推進するためのリーダーの発掘・育成に取り組みます。
- ◆ 新富出身者等で構成する新富会関東支部の活動を支援し、交流活動を通じて本町の魅力を情報発信します。

【評価】

△

【検証】

まちづくり補助金は、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、一般枠2件のみの申請に留まりました。なお、イベント枠等一般枠以外での申請はありませんでした。

また、令和2年度に新設したスタートアップ事業枠の令和4年度における活用について相談を受けました。

新富会関東支部の活動についても、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、昨年度に引き続き関東圏での交流活動が実施されず、活動の支援等を行うことができませんでした。

財政課

課長 山本 明子
課長補佐 後藤 朋巳

1. 財政課の役割

財政課は、財務係と管財入札係で構成され、財政（予算・決算）、財政改革、財産管理、入札事務に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 行政情報の公開	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅱ 町民参加の推進_1 町民参加の推進)	
◆町の財政状況について、予算（決算）議決（認定）ある後、速やかに広報誌及び町のホームページに掲載し、情報公開に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 予算・決算の状況については、しんとみ財政事情を5月と10月に作成し、また、当初予算、各補正予算成立後には、主な事業を抜粋したものを広報誌及びホームページに掲載し随時町民への周知を行いました。

② 財政運営の効率化	
(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆財政運営の効率化を図るため、歳出費目の無駄の洗出しを行い、予算に反映します。 ◆事業の必要性の検討を行うとともに優先順位を決め、歳出の安定化を図り、予算に反映させます。 ◆国・県補助金を活用することにより財源を確保し、財政運営の健全化を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 当初予算編成時より各補正予算まで、歳入の確保に努め、歳出全般にわたり徹底した見直しを行いました。規律ある財政運営を堅持しながら、将来への投資や暮らしに身近な事業へ財源の重点的配分に努めました。

③ 財源の確保	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)	
◆プライマリーバランス（町債発行額を除く歳入と、公債費を除く歳出の差で、基礎的な財政収支を示すもの）の黒字を維持し、財政健全化指数等も注視しながら引き続き健全な財政運営の維持を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 償還額以上に借入をしないことを基本とし、プライマリーバランスの黒字化を今後も維持していきます。 また、財政健全化指数等も注視し、事業の対象となる基金、国県補助金、町債発行額等についても十分に考慮し財源の確保を図りました。

基地対策課

課長 宮武 祐二
課長補佐 竹内 直也

1. 基地対策課の役割

基地対策課は、基地が原因で生ずる障害等の防止策、補償、また米軍再編に係る国との連絡調整や自衛官の募集事務等の総括窓口を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 騒音対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
◆ 基地騒音の軽減に対する町民の要望が強い住宅防音工事のさらなる推進を図ります。 告示後住宅の防音工事については、平成26年4月から85W以上の区域で国が定めた項目に該当する住宅に対して住宅防音工事が開始されましたが、まだ対象となっていない告示後住宅の防音工事ができるよう国に働きかけます。また、住宅防音、空調機等の機能復旧工事については、待機住宅の早期解消を国に働きかけます。	
【評価】 △	【検証】 空調機等の機能復旧工事については、待機世帯の早期解消について国へ要望を行いましたが、待機世帯数は着実に減少していますが解消には至りませんでした。また、告示後に建設された住宅の防音工事については、緊急先行的な措置として第1種区域内における80w以上の区域で平成15年8月29日までに建築された住宅を対象に防音工事を行う提案が国から示されました。
② 障害防止対策	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
◆ 米軍の移転訓練や空母艦載機着艦訓練期間中は、庁舎内に連絡本部等を設置し、町民の不安解消を図るとともに、情報の収集・提供を充実させます。 ◆ 米軍再編に係る21項目の覚書について、年1回九州防衛局と町関係各課により検証を行い、安心・安全対策や地域振興策等について協議を行います。	
【評価】 ○	【検証】 米軍再編に係る移転訓練は実施されませんでした。今後、訓練が実施される場合には、課内に連絡本部を設置し、町民の安全安心の確保に努めます。また、米軍再編に係る覚書への取り組みについては、国と町関係各課で安心・安全対策や防衛施設周辺財産の有効利用等について検証を行いました。

③ 生活環境整備	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_3 基地対策)	
◆ 基地周辺財産によって発生する諸問題について、迅速に対応できるよう国（熊本防衛支局、新田原基地）との連絡を密にします。 ◆ 基地内および周辺財産の樹木等の伐採や管理への対策を申し入れます。 ◆ 激甚地区を対象に生活道路の整備を行います。 ◆ 各地区が管理する集会所に、各地区が空気調和機器等を設置する場合に補助を行い、地区活動の活性化を図ります。	
【評価】 ○	【検証】 基地周辺財産に隣接する農地所有者や耕作者、地区からの要望については、その都度、国との連絡を密にとり、敏速な問題解消への対応を要請しました。 激甚地区における生活道の整備については地区と協議の上、整備を進めました。 地区集会所空気調和機器設置の際の補助については、要望のあった3地区に対して実施しました。

税務課

課長	平井 康博
課長補佐	河野 ゆかり
課長補佐	税田 智久
課長補佐	清 菜穂子

1. 税務課の役割

税務課は、固定資産係、賦課係、収納係で構成されています。

各係の主な業務は、次のとおりです。

【固定資産係】固定資産税、地籍調査、家屋台帳、償却資産台帳、土地家屋評価証明に関すること。

【賦課係】住民税（個人・法人）、軽自動車税、国民健康保険税、税に関する証明に関すること。

【収納係】税収納に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 家屋全棟調査

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化 1_行財政運営の効率化）

◆ 現在課税されている家屋との公平性を確保するため、「家屋調査システム」を基に課税されていない家屋を調査します。

令和2年度に撮影した航空写真と旧航空写真データとを比較し、区域毎に効率的な抽出作業を行い、現地調査を実施します。併せてその成果を家屋調査支援システムに反映させデータの修正更新を行うことで、課税漏れ等の縮減に努めます。

【評価】

○

【検証】

「家屋調査システム」を活用し、新・増築家屋の調査を計画的に行いました。調査後のシステム更新作業も随時行いました。

（調査実績） 新・増築： 73 件（前年度比 18 件減）

減失： 60 件（前年度比 12 件減）

② 国定資産（土地）評価総合調査業務

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化）

◆ 地目ごとに公平な評価を確保するため、所在地・利用状況等により現行評価を検証するとともに、一般農地・山林の評価更新及び標準宅地の時点修正等を行い、適正評価を図ります。この業務は、令和6年度評価替えのために、令和3年度から3年かけて実施するもので、今年度は初年度となります。

今年度は、次のとおり作業を行います。

- ① 評価総合計画
- ② 地域総合調査
- ③ 各地認定・計測
- ④ 地番路線図作成
- ⑤ 土地評価事務取扱要領改訂
- ⑥ 一般農地・山林評価更新
- ⑦ 標準宅地の時点修正

【評価】 ○	【検証】 町内の巡回や関係各課から定期的に情報収集を行うことにより、現況にあった課税地目の見直しを行いました。 次回評価替えに向けた業者との打合せ及び資料収集も計画通り行うことができました。
----------------------	--

③ キャッシュレス決済の拡充

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化）

◆ スマートフォンアプリ（みやぎん P a y）の導入に引き続き、キャッシュレス決済の更なる拡充に向け、会計課と協力連携しながら検討し、町民の利便性の向上を目指します。

【評価】 ○	【検証】 金融機関やコンビニに出向くことなく自宅で納付することができるよう、令和2年度から導入したスマートフォンアプリ「P a y P a y」において、利用者が前年度比約 2.5 倍となり、町民の納付手段の利便性向上を図ることができました。
----------------------	---

④ 未納者への対応

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取り組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化）

◆ 納期限を過ぎた未納分がある方には、早期に納付依頼文書を送付して、滞納金額が増加することを防ぎます。

◆ 納付が困難な方については、相談により、年度内完納となるような納付計画を立てます。

◆ 督促状や催告書を送付しても、納付や反応のない方に対しては、税の公平性を保つことを目的として、法に基づいた滞納処分を速やかに行います。

【評価】 ○	【検証】 未納がある方に対して早期に催告書を送付することにより、年度内納付が促進され、現年度分においては収納率向上に繋がりました。 納付が困難な方について年度内完納ができるよう納付計画を立てることにより、未納額の増加を抑制しました。 税(料金)の公平性を保つため、また、納期内納付の意識向上のため未納者に対して、給与・預金・動産等の差押えを行いました。
----------------------	--

町民課

課長 井下 喜仁
課長補佐 宮崎 智恵美

1. 町民課の役割

町民課は、戸籍住民係と年金係で構成され、戸籍住民係では窓口における諸証明の発行をはじめ、印鑑登録や戸籍事務などを所掌し、年金係では国民年金の資格得喪失、消費者行政に関する事務などの窓口サービスを所掌しています。

2. 個別事業とその目標

① 消費者行政の啓発

(第1節暮らし・環境_1生活環境_2消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)

- ◆消費者相談窓口について広報誌やホームページに掲載し町民の皆様への周知を行います。
- ◆消費者の安全と安心を確保するために、西都児湯消費生活相談センターと連携して、相談者の悩みや問題などの早期解決を継続的にを行います。

【評価】

○

【検証】

消費者相談窓口の開設日を広報誌に掲載し、周知を行いました。
消費者行政全般の相談について、西都児湯消費生活相談センターと連携して、早期解決に努めました。

② 窓口業務のサービス向上

(第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化)

- ◆来庁者へ優しく丁寧な対応とわかりやすい案内の充実を心掛け、来庁者の目線に合わせた温かみのある窓口を目指します。
- ◆業務知識を深めて信頼される職員を目指すために、法務局等の各種研修会に積極的に参加します。
- ◆各種証明書の発行、多様化する来庁者への幅広い問い合わせや要望に対応するため、関係各課と連携しながら来庁者の皆様の利便性を図ります。
- ◆支払方法の多様化に対応するため、キャッシュレス決済を導入して、サービスの向上を図ります。
- ◆マイナンバーカードを活用したコンビニ交付システムを構築し、サービス提供の拡充を図ります。
- ◆LOGO フォームによる24時間受付予約システムを活用してサービス提供の拡充を図ります。

【評価】 ○	【検証】 来庁者へのあいさつや丁寧な対応、案内表示等の充実を図りました。 業務知識の向上を図るため、法務局等の各種研修会に積極的に参加するとともに、独自の勉強会を開催し知識の向上に努めました。 また、各種証明書の発行及び各手続き、相談等で来庁される方に適切な対応や案内を行うよう努めました。 マイナンバーカードを利活用した申請書作成支援システムの運用を4月から開始し、さらにコンビニ交付サービスを11月から開始したことにより、来庁者の負担軽減、ライフスタイルの多様化に対応した住民サービスの提供及び利便性の向上が図られました。 また、昨年導入した非接触型キャッシュレス決済対応ポスレジスターに8月からQRコード決済（PayPay、d払い）を追加し、支払方法の多様化に対応することで、来庁者の利便性向上が図られました。 このほかマイナンバーカードの申請・受取機会拡充のため、LOGOフォームを活用した事前受付システムを導入し、住民サービス及び利便性の向上が図られました。
----------------------	---

③ 国民年金の充実

（第5節 ビジョンを実現するための行政の取組み_Ⅲ 行財政運営の効率化_1 行財政運営の効率化）

- ◆ 国民年金制度に関する理解を深めてもらうため、町広報誌及びホームページを通じて広く広報を行います。
- ◆ 窓口にて町民の皆様の年金記録の照会等を行い、町民サービスの向上に努めます。

【評価】 ○	【検証】 国民年金制度の理解を深めていただくとともに、保険料の未納を無くすため、保険料の免除や猶予制度について、町広報誌に掲載を行いました。また、身体障害者手帳の申請等で来庁された方に対し、福祉課と連携を図り、障害年金制度の説明を行う等制度の周知徹底に努めました。 さらに、来庁時にご自身の年金加入記録の照会や保険料納付額の確認を行うなど、サービスの向上を図りました。
----------------------	---

いきいき健康課

課長	山本 茂人
保健相談センター所長	押川 美香
課長補佐	吉岐 文登
課長補佐	長友 令子
課長補佐	白瀧 日登美

1. いきいき健康課の役割

いきいき健康課は、保健予防係、健康推進係、国保高齢者医療係で構成され、1. 保健・栄養指導 2. 母子保健事業 3. 予防接種 4. 国民健康保険事業 5. 後期高齢者医療事業など、乳幼児から高齢者まで、生涯を通じて健康を保ちながら、いきいきと暮らせるよう、保健相談センターを拠点に町民生活に直結する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 健康管理体制の充実

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 特定健康診査・特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防を重点的に実施するとともに、検査結果に応じて家庭訪問等による個別指導を行います。
- ◆ 疾病予防対策として、保健相談センターを拠点に健康教育・健康相談の充実を図ります。
- ◆ 健康に対する正しい知識の普及・啓発のため、地域に出向いての健康教室や栄養指導等を行います。
- ◆ 町と宮崎大学医学部との官学連携で生活習慣病の疾病予防対策等に関する調査研究を行います。

【評価】

△

【検証】

特定健康診査は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地区ごとに時間を分け人数を制限し、感染対策を行い実施しました。1,199人が受診し、受診率は39.4%でした。(令和4年6月法定報告値)

また、健診結果に基づき、要指導者へ訪問や電話・面接にて59人に保健指導を行いました。

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、結果説明会や健康教室は実施できませんでしたが、治療等が必要な方へは健診結果とともに生活習慣改善のためのパンフレットを同封し、予防啓発を行いました。

特定健康診査項目結果情報提供委託事業では、78人の受診結果情報を取得しました。

② 自殺対策事業

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死、その多くが防ぐことができる社会的な問題、自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多いという基本認識のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指します。
- ◆ 自殺対策啓発用パンフレットやこころの電話帳などを配布し、住民一人ひとりが自殺予防のために行動「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるよう広報啓発に取り組みます。
- ◆ 自殺対策ボランティア団体と連携し、見守り活動や啓発活動を行います。

【評価】

○

【検証】

近年の本町における自殺の状況から、自殺対策週間（9月）自殺対策月間（3月）に保健センターだよりを通じて自殺予防啓発を行いました。また、自殺との関連性の高い精神疾患等に対し突発的な来庁による相談や電話相談などにも対応しました。

③ 町民の健康を守る取組の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 乳幼児、児童・生徒が感染症に罹患することを予防するとともに、罹患しても重篤にならないために、予防接種の助成を行います。
- ◆ 風しんの抗体保有率が低い昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に対して、抗体検査・予防接種の助成を行います。
- ◆ 受診率向上のため、大腸がん検診、胃がん検診、前立腺がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の助成を行います。
- ◆ 肺がん検診にCT検診を、子宮頸がん検診にHPV検査、胃がん検診にABC検診（胃がんリスク検診）を追加し、より精度の高い検診を実施し、がんの早期発見・早期治療につなげます。
- ◆ 特定健康診査の受診率向上を図り、保健指導の充実をはかります。
- ◆ 訪問・面接・電話による保健指導や慢性腎臓病（CKD）予防教室等を実施し、住民の生活習慣へのふりかえりにつなげます。
- ◆ 健康増進を目的に、肝炎ウイルス検査・歯周病検診を行います。
- ◆ 食生活改善推進員と連携し、地産地消・食育・食生活の改善を行い、全ライフステージにある人が、食を通じた健康づくりを実践できるよう支援します。
- ◆ 新型コロナウイルスを含む感染症の感染予防対策として、医療機関や介護、社会福祉施設に対して、感染予防対策に必要な備蓄品の購入費用の一部を助成します。
- ◆ 新型コロナウイルスワクチン接種の体制を確保し、接種を希望する方全員の接種を実施します。

【評価】 △	【検証】 感染症予防のため、定期予防接種の全額助成、任意予防接種の一部助成を行いました。任意予防接種では、再編関連訓練移転等交付金による「はつらつ健康基金」を活用して、高校生以下のインフルエンザ予防接種の一部助成（1回につき2,000円）を行い、接種者は1,211人でした。 風しんの抗体検査は、医療機関のほかに集団健診等でも実施し、個別通知などで予防接種の履歴確認及び受診勧奨を行いました。その結果60人が検査を受け、その内14人が予防接種を受けました。 がん検診については、検診対象年齢の方に一部助成を行いました。また、その中でも①65歳以上におけるすべてのがん検診 ②特定の年齢におけるがん検診 ③特定健診の5年連続受診者に対する全てのがん検診においては、「はつらつ健康基金」を活用して無料で実施しました。 肝炎ウイルス検査は、B型肝炎、C型肝炎ともに93人の希望者に実施しました。 歯周病検診は個別検診を実施しており、受診率は5.7%でした。 特定健診については、新型コロナウイルスの影響で受診率が低下した昨年度とほぼ同率でした。また、重症化予防対策として、特定健診の結果をもとに検査項目（血圧・血糖・尿たんぱく・GFR・脂質・心電図）に一定の基準を設定し、対象疾患に応じたパンフレットの送付や、基準該当者に電話や面談による個別指導を実施しました。 地域に出向いた調理実習等においては、各地区いきいきサロン及び高齢者クラブ、成人を対象にした講習会等で健康増進や生活習慣病予防の講話及び調理実習を全46回・312人の方に実施しました。 新型コロナウイルスの感染予防対策として、医療機関や介護施設等の16施設に感染予防に必要な備蓄品の購入費用の一部助成を行いました。 新型コロナウイルスワクチン接種については、5歳以上の対象者のうち、1回目85.7%、2回目83.9%、18歳以上を対象とする3回目は50.1%の方が接種を行いました。（令和4年3月31日現在）
----------------------	--

④ 結核対策の推進

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 結核は今でも全国で1年に1万5000人以上の新しい患者が発生し、年間2000人以上が命を落としている日本の重大な感染症です。こうしたことから、関係団体、地方公共団体および関係省庁との十分な協力の下で結核対策を推進しています。
- ◆ 結核に関する正しい知識を周知広報し、その予防に十分な注意を払います。
- ◆ 患者等の人権が損なわれないよう結核検診を推進し、早期発見・早期治療に取り組めます。

【評価】

○

【検証】

結核の早期発見・早期治療を行うため65歳以上の方は1年に1回の肺のレントゲン検診を受けるよう啓発を行いました。令和3年度は1,800人が受診し、受診率は51.0%でした。

⑤ 地域医療体制の整備

(第2節 健康・福祉_I 保険・健康づくり・医療 _1 健康・保健づくり・医療)

- ◆ 町民の医療分野におけるニーズの多様化や救急医療体制、医師・看護師不足などの問題について、関係機関と連携し、よりよい地域医療体制づくりを目指します。

【評価】

○

【検証】

令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止を最優先課題として対策を行いました。その中で、ワクチン接種については、町内の一次医療を中断することがないよう町内医療機関に協力要請を行い、接種希望者が速やかに接種できるよう接種体制の確保を行いました。

⑥ 国民健康保険

(第2節 健康・福祉_II 国民健康保険 _1 国民健康保険)

- ◆ 国民健康保険事業においては、適切な医療給付を行うことが義務付けられています。これは被保険者が傷病にかかった後の措置となります。そのため、保健事業により被保険者の傷病の発生を未然に防止することや、早期発見・早期治療により重症化・長期化を防ぎ、健康の保持増進を図ることが極めて重要です。また、特定健康診査などの結果に基づいた適切な保健指導を行うなど、早期発見・早期治療を行い、医療費の節減に取り組めます。

【評価】

△

【検証】

医療費削減のため、特定健診・脳ドックの受診勧奨や広報活動、ジェネリック医薬品の利用促進等に取り組めました。令和3年度の医療の状況は、新型コロナウイルス感染症による病院受診控えの反動により、前年度比で受診件数は4.8%増、日数は3.9%増、費用額は7.4%の増となりました。

⑦ 高齢者の健康づくり

(第2節 健康・福祉_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢化が進むにつれて、疾病全体に占めるがん、心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病の割合は急増しています。そのため特定健康診査や特定保健指導等を充実させ、壮年期を健康に過ごすことで、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことが極めて重要です。
- ◆ 町民一人ひとりが自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、町が健康教育・健康相談を推進することで、高齢者が安心して生活できる環境づくりを目指します。

【評価】

○

【検証】

高齢者医療受給者証交付時に、生活習慣病の講話や健（検）診の受診、歯周病検診などの勧奨を行いました。健康増進計画に基づいた事業を継続し、健康寿命を延伸することが今後の課題です。

⑧ 高齢者医療

(第2節 健康・福祉_Ⅲ 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険 _1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 75 歳以上の高齢者においては、働いている方の割合が少なく、一方で通院・入院をされる方が多い傾向にあります。後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を全員で支える仕組みです。医療費の負担割合は、国・県・市町村が約 5 割、若い世代が加入する医療保険が約 4 割、被保険者の方々にお支払いいただく保険料総額が約 1 割となっています。また、医療機関での窓口負担は、一般の方が 1 割で現役並み所得の方が 3 割となっています。

【評価】

○

【検証】

高齢化の進展により、高齢者に係る医療費は増加傾向にあるため、健康保持増進のために、すこやか高齢者健康診査を実施しました。

対象者数 2,003 人、受診者数 462 人、受診率 23.07% で前年度比 2.13% 増でした。

⑨ 不妊治療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉 _1 児童福祉)

- ◆ 不妊治療費の一部助成を行います。

【評価】

○

【検証】

一般不妊治療実 3 件（延 3 件）148,585 円助成、特定不妊治療実 5 件（延 9 件）1,087,019 円の助成を行いました。特定不妊治療で 3 人が妊娠に至りました。

⑩ 母子保健事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 妊婦一般健康診査については計14回、合計108,880円まで助成します。
- ◆ 乳児一般健康診査については計2回、合計12,620円(6,310円×2回)を助成します。
- ◆ 生後6・7ヶ月については、乳児一般健康診査を集団でも無料でうけることができます。
- ◆ 幼児の健康の保持・増進のため年に6回ずつ1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。
- ◆ 新生児聴覚検査については、5,000円を助成します。

【評価】

○

令和元年度から妊婦健診自己負担額を無料化しており、令和3年度は実受診者194人(延べ1,460回)が妊婦健診を受診しました。

乳児健診は集団健診で91人(95.8%)が受診、かかりつけ医での健診では延215人が受診し、1回あたり6,310円を2回助成しました。令和4年1月の乳児集団健診は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため令和4年4月に延期しました。

1歳6か月児健診は110人(99.1%)、3歳児健診は125人(97.7%)が受診しました。受診結果に対して、栄養相談・保健相談を実施し、助言を行いました。令和3年8月の1歳6か月児健診は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため延期し、10月と12月に振り分けて実施しました。令和3年9月の3歳児健診は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため10月に延期しました。

⑪ 養育医療

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 身体の発育が未熟なまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至っていない未熟児に対し、医療の給付を行います。

【評価】

○

【検証】

令和3年度は実人数3人に対し、延べ5件477,787円の未熟児医療費の助成を行いました。退院後には未熟児訪問を行い、乳児健診や予防接種の説明、子育て支援サービスの説明を行いました。

⑫ 妊娠・出産包括支援事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 子育て世代包括支援センター「まある」にて、妊娠期～育児期までの切れ目のない支援を実施します。
- ◆ 産婦一般健康診査について、1人1回につき5,000円を助成します。(1人2回まで)
- ◆ 出産後、専門的な支援が継続的に必要な産婦等に対し、産後ケア事業(アウトリーチ型、デイサービス型)を実施します。

【評価】

○

【検証】

「まある」を中心に、妊娠期から定期的に状況確認し、出産後も継続して支援を行いました。

令和2年度から産婦健診を助成しており、令和3年度は実受診者119人が、延べ218回産婦健診を受診しました。

あかちゃん訪問や乳幼児健診を通して、産後ケア事業や離乳食教室などの周知を行いました。令和2年度から産後ケア事業(アウトリーチ型)を開始し、令和3年度は実人数5人、延べ20回訪問を実施しました。令和3年度から産後ケア事業(デイサービス型)を月2回、総合交流センター「きらり」にて開始しました。実参加組数40組、延べ60組に対し助産師や保育士、理学療法士が個別的なケアを実施しました。

福祉課

課長	稲田 真由美
課長補佐	緒方 利行
課長補佐	岩村 薫
健康長寿推進室長	海野 久代
室長補佐	甲斐 義人

1. 福祉課の役割

福祉課は、社会福祉係、児童福祉係、子育て支援係、健康長寿推進室（高齢者福祉係、介護保険係、地域包括ケア推進係、地域包括支援センター）で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【社会福祉係】障がい者福祉、障害者自立支援、障害児通所支援、戦没者遺族、恩給、生活保護に関する業務を担っています。

【児童福祉子育て支援係】児童手当、乳幼児・こども・ひとり親の医療費助成、保育所、幼稚園、子育て相談等に関する業務を担っています。

【高齢者福祉係】高齢者福祉保健に関する業務を担っています。

【介護保険係】介護保険事業、地域密着型サービス、地域包括支援センターに関する業務を担っています。

【地域包括ケア推進係】地域支援事業に関する業務を担っています。

【地域包括支援センター】高齢者ができる限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援を行います。

2. 個別事業とその目標

① 介護自主予防教室助成事業

（第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険）

◆ 地域で自主的な介護予防を展開する教室等に対し、講師謝金の一部を助成します。

【評価】

△

【検証】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、教室が中止となる月もありましたが、4グループに対し、講師代等の助成を行いました。しかしながら、啓発等を含めた新たなグループを増やすことに対する活動は、新型コロナウイルス感染症感染拡大を懸念し、実施できませんでした。

② 地域介護予防活動支援事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 地区が中心となり公民館において、おもりを使用した筋力トレーニング（キラリ輝き体操）を行い、筋力アップすることで介護状態になることを予防する教室を現在立ち上げている地区が継続できるよう支援します。

【評価】

△

【検証】

新型コロナウイルス感染症拡大防止による地区集会所の使用制限もあったため、口腔・栄養指導等は実施できませんでしたが、専門職による身体測定等を実施し、状況把握や健康教育を行いました。

事業開始から年数が経ち、実施地区の高齢化やリーダーの負担、また、新型コロナウイルス感染症の感染を懸念し、教室を中止する地区もみられることから、後方支援の在り方を再検証し、現状に合った後方支援を行っていくことが今後の課題です。

③ 一般介護予防事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ コミュニティにおいてリーダーとなり得る人材を発掘し、そのリーダーが自主的に教室等を開催できるよう専門職を中心に計画的に教室を実施します。

【評価】

○

【検証】

専門職が行うリハビリ強化型の教室「ポジトレ」においては、自主教室開催までには至っていませんが、広報や口コミにて参加者が22名増加しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響下でも継続して参加できるよう、オンライン教室も実施しました。今後も参加されている方へのサポートを継続して行い、地域でリーダーになり得る方を継続して発掘していきます。

④ 高齢者のいきがづくり

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢者が活躍できる場を提供し、さまざまな活動で社会参加することにより、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化を図るため、新富町シルバー人材センターを支援します。

【評価】

○

【検証】

新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、公園の清掃や除草ボランティア活動を行いました。新たな就業先の開拓や就業受注件数の増加により、就業延べ人員が629名増加し、会員も微増ですが6年ぶりに増加となりました。

⑤ 生活支援体制整備事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくため、「資源開発」「ネットワーク構築」「ニーズと取組のマッチング」等を実施する生活支援コーディネーターを配置します。

【評価】

○

【検証】

生活支援コーディネーター業務を社会福祉協議会に委託し、1名配置しました。令和3年度は、生活環境や移動手段を理由に買い物に不便を感じている高齢者を支援できるよう、生活支援コーディネーターを中心に町内の社会福祉法人で地域課題を共有し、買い物移送支援を実施しました。

また、社会資源の情報収集を行い、情報誌として一冊にまとめ、ケアマネジメントで活用できるよう地域包括支援センター等に情報提供を行いました。

さらに、地域に赴き地域の担い手（サポーター）として活動できる人材の把握に努めました。

⑥ 居場所づくり事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 高齢者等が可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、高齢者等の居場所を確保することを目的に活動する団体等に対し補助金を交付します。

【評価】

○

【検証】

令和2年度に引き続き、富田地区（2か所）、新田地区（1か所）の団体に助成を行いました。

⑦ 認知症総合支援事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 認知症の人が安心して暮らし続けるために、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族を支援する相談業務等をおこなう認知症地域支援推進員を配置します。
- ◆ 認知症カフェ（オレンジカフェ）を開設することで、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担を軽減します。
- ◆ 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームを配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。

【評価】 ○	【検証】 令和3年度は、地域包括支援センター職員3名を『認知症地域支援推進員』として配置しました。 認知症カフェは、1か所で実施し、男性利用者も増加しました。 認知症の家族会も月1回開催しましたが、認知度を上げ、家族が相談しやすい環境づくりが今後の課題です。 以前は高鍋町・木城町との3町合同で実施していた認知症初期集中チームの事務局ですが、令和3年度から各々の町で事務局を行うこととなりました。令和3年度のチーム対象者は1名でした。チームの対象者を増やすことが今後の課題です。
------------------	--

⑧ 配食サービス

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 安否確認を目的として、おおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯や身体障がい者であって、調理が困難な方等に対する配食サービス利用料の費用を一部負担します。(週5回まで) 自己負担額：(普通食) 1食 300円・(治療食) 1食 400円

【評価】 ○	【検証】 10名の新規認定者を含め、28名(普通食25名、治療食3名)の利用がありました。 また、パンフレットをケアマネジャー等関係者へ配付するとともに、毎月65歳に到達された方へ送付するなどして、サービスについて周知を行いました。 利用者の好みに応じて選択できるよう配食サービス事業者を増やしていくことが今後の課題です。
------------------	---

⑨ おむつ給付

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

- ◆ 在宅のおおむね65歳以上の要介護高齢者や認知症高齢者及び重度の身体障がい者(児)に対し、おむつの給付を行います。※1人 月5,000円分まで

【評価】 ○	【検証】 10名の新規認定者を含め、23名の利用がありました。 また、パンフレットをケアマネジャー等関係者へ配付するとともに、毎月65歳に到達された方へ送付するなどして、サービスについて周知を行いました。
------------------	---

⑩ 介護手当

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 在宅で要介護者等の介護者に対し、介護手当を支給します。※要介護者等1人の介護につき月額 10,000 円

【評価】

○

【検証】

3 名の新規認定者を含め、12 名の利用がありました。
また、パンフレットをケアマネジャー等関係者へ配付するとともに、毎月 6 5 歳に到達された方へ送付するなどして、制度について周知を行いました。

⑪ 在宅医療・介護連携推進事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 東児湯 5 町で児湯医師会を中心に在宅介護・医療連携を進めるにあたり、都農町に「児湯医療介護連携室」を置き、5 町で共通する問題は連携室で取り組み、本町の問題は自町で取り組みます。

【評価】

△

【検証】

東児湯 5 町での共通する問題については、連携室がある都農町を中心に取り組むことができました。本町のみに関する問題においては、新型コロナウイルス感染症の影響で町内医療機関との合同会議が中止となり、取り組むことができませんでした。そのため、今後の連携の在り方について協議する機会を得ることもできませんでした。

⑫ 介護予防・生活支援サービス事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆ 虚弱な高齢者に対し、緩和した基準によるサービスや住民主体によるサービス、保健・医療の専門職による短期集中予防サービス等を町独自でおこないます。

【評価】

○

【検証】

通所型サービス C（短期集中予防サービス）については、令和 2 年度に引き続き、継続して実施しました。また、理学療法士による訪問型サービス C を新たに開始し、居場所等へ通うことのできない利用者をその居宅でケアし、通いの場や通所型等につなげました。

⑬ 地域ケア会議推進事業

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆個別ケース検討会である個別会議から地域課題の解決を検討する場まで一体的に取り組むことで、介護給付の適正化や必要なインフォーマルサービスの構築を目指します。

【評価】

○

【検証】

個別会議を4回、介護サービス事業者全体会を1回実施しました。個別会議の中では、抽出された課題を関係機関と検討し、事業者全体会の中では、抽出された課題を各事業所と共有することができました。

地域ケア会議は年度末に実施予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止により会議を中止しました。

⑭ 介護給付費等適正化支援

(第2節 健康・福祉_Ⅲ高齢者福祉、高齢者医療、介護保険_1 高齢者福祉、高齢者医療、介護保険)

◆一人一人の認定情報と給付費利用状況の分析を経年的に実施することで、より実情に合った具体的な個別施策を打ち出し、介護給付費の適正な給付に努めます。

【評価】

○

【検証】

住宅改修や福祉用具購入、軽度者に対する福祉用具貸与時のプラン点検や専門職の派遣(住宅改修のみ)を実施しました。また、縦覧点検や医療情報との突合により8件の過誤対象を確認し、適正化を図りました。

⑮ 在宅障がい者福祉サービス利用者の負担軽減事業

(第2節 健康・福祉_Ⅳ 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆障がい者は福祉サービス利用料の1割が自己負担となっていますが、自己負担の2分の1の町助成を行います。

【評価】

○

【検証】

利用者に対する町独自の負担軽減を行うことによって、サービスの利用促進につなげることができました。

令和3年度においては345件の利用実績がありました。

⑯ 障がい者等相談支援事業

(第2節 健康・福祉_Ⅳ 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援など必要な支援を行う事業で、虐待防止、早期発見のための関係機関との連絡調整や権利擁護のために必要な援助を専門性のある相談員が配置されている事業所に委託して行います。

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員からの福祉サービスの情報提供や利用助言などを行いました。
-----------	---

⑰ 人工透析患者福祉手当

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆人工腎臓による血液透析療法の治療を受けている患者の通院交通費の一部を助成し、透析患者の健康維持と福祉の増進を図ります。

【評価】 ○	【検証】 令和3年度は、1,830,000円(107件)を助成しました。
-----------	---

⑱ 重度心身障がい児童福祉手当

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆精神又は身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)、及び小児慢性特定疾病児童(18歳未満)に対し、重度心身障がい等児童福祉手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。※1人あたり 4,000円/月

【評価】 ○	【検証】 精神または身体に重度の障害を有する児童(20歳未満)に対する町独自の助成を行うことによって、福祉サービス利用の負担軽減につながっています。令和3年度においては115件の支給実績がありました。
-----------	---

⑲ 日常生活用具給付

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の利便を図ります。

【評価】 ○	【検証】 日常生活用具を給付することで、在宅で生活が送れるようになった事例もあり、自立の促進につなげることができました。令和2年度は、3,505,787円(延べ利用件数339件、利用人数39名)を助成しました。
-----------	--

⑳ 日中一時・移動・訪問入浴支援事業

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆ 日中一時支援、移動支援、訪問入浴などの生活支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 町に登録した事業所を通じて、障がい者で生活支援を必要としている方に、3つのサービス提供を行いました。 費用については、非課税世帯は全額を町が負担し、一定以上の所得がある世帯に関しては、利用者負担が一部ありますが、半額を町が助成することで利用者の負担軽減を行いました。 本年度も、利用実績に応じて全ての給付を完了しました。
----------------------	---

21 地域活動支援センター（I型）

(第2節 健康・福祉_IV 障がい者福祉_1 障がい者福祉)

◆ 障がい者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流促進の基礎的事業に加え、専門職員を配置し、医療福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

【評価】 ○	【検証】 障がい者への相談支援のほか、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、創作、生産活動の機会の提供、地域との交流の促進を図りました。 月ごとに軽スポーツや音楽などを通じた交流会、町外施設見学、講演会研修、防災勉強会、地域行事の参加など様々な機会を通して地域住民との関係性の向上を目指した活動ができました。
----------------------	--

22 乳幼児・こども及び高校生等医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者の負担軽減を図り、こどもの健やかな成長と児童福祉の向上を図るため、新富町に住所を有する乳幼児（未就学児）および小・中・高校生等が、保険医療機関等を受診されたときの医療費の一部を助成します。

【評価】 ○	【検証】 乳幼児・こども及び高校生等医療費は、67,972,034円を助成しました。
----------------------	--

23 多子世帯保育料助成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 安心して子どもを産み育てられる環境創出のため、大学（大学院含む）、専門学校、高等学校、中学校、小学校、保育所（園）および幼稚園に在学している4人以上のこどもを養育している保護者に対し、4人目以降の保育料ならびに入園料の助成（無料）を行います。

※3～5歳児は全ての世帯、0～2歳児は住民税非課税を対象に保育料が原則無料

【評価】

○

【検証】

延べ230名、3,505,000円を対象世帯に助成し、子育てに係る経済的な負担の軽減を図ることができました。

24 一時預かり保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者の傷病などによる緊急時の保育や育児に伴う心理的・肉体的な負担解消のため、保育の需要に対応する保育園への補助を行います。

【評価】

○

【検証】

（一般型）町内私立保育園6園、（幼稚園型）幼稚園1園で補助事業を行い、延べ6,958人の利用がありました。

25 地域子育て支援拠点事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 各地域において、子育て親子の交流などを促進する子育て支援拠点の設置（子育て支援センター）を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図るとともに、保護者の子育てに対する不安等を緩和し、こどもの健やかな育成を促進します。

【評価】

○

【検証】

八幡保育園、子育て応援スポットあんのん舎、のぞみ保育園の3か所において次の3事業を実施しました。

①子育て親子の交流の場の提供と交流促進（1日平均3組）

②子育て等に関する相談、援助（来所面会51名、電話13名、その他5名）

③地域の子育て支援に関する講習等（便りの発行月1回）

26 障がい児保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 障がい児保育の充実や障がい児の福祉の向上を図るため、事業に従事する保育士の雇用に要する経費の助成を行います。

【評価】 ●	【検証】 児童の発達支援並びに子育て支援として、障がいを持つ児童の受け入れに伴い、職員の加配について予算計上しましたが、対象児童がいませんでした。
-----------	--

27 延長保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 就労形態の多様化などに伴う延長保育の需要に対応し、保育園が開所時間または利用時間帯を超えて保育に取り組む場合に補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 町内私立保育園8園で事業を行い、延長保育の利用児童数は週平均約26人でした。
-----------	--

28 放課後児童健全育成事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 保護者が労働などによって昼間家庭にいない、小学校に就学しているおおむね12歳未満の児童に対し、授業終了後に保育所などを利用して適切な遊び場および生活の場を与えます。

【評価】 ○	【検証】 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）を利用した児童は、町内9か所において232名でした。
-----------	---

29 放課後児童クラブ支援事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆ 放課後児童クラブの円滑な事業実施のため、放課後児童健全育成事業を実施する施設において、障がい児受け入れのための専門的な知識を有する指導員の確保などを行うための補助を行います。

【評価】 ○	【検証】 八幡児童クラブ、新田児童クラブの2か所に事業を委託し、生涯のある児童を受け入れるための指導員に係る人件費補助を行いました。 新富幼稚園第二児童クラブに対し、施設の賃借料補助を行いました。 ひとつせ児童クラブに対し、学校から施設までの送迎支援補助を行いました。
-----------	---

30 要保護児童の早期発見及び適切な保護

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆保護者のいない児童、もしくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（要保護児童）の早期発見およびその適切な保護を図るため、新富町要保護児童対策地域協議会において、情報交換を行うとともに、要保護児童に対する支援の内容に関する協議を行います。

【評価】

○

【検証】

実務担当者会議を、町関係担当課、児童相談所、学校・保育所・幼稚園関係者、医療機関、警察、スクールサポーター、福祉事務所、保健所等、必要な関係機関と会議を実施し、要保護児童において現認実態把握や支援の方向性など協議を行い、要保護児童に必要な支援へつなげることができました。また、特定妊婦ケース検討会議を関係課において定期的に開催し、要保護の対象児事前把握など情報共有を行いました。

31 病後児保育事業

(第2節 健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

◆保護者が就労しており、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、保育園などにおいて病気の児童を一時的に保育し、児童の福祉の向上を図ります。
具体的な取組みとして、保育士・看護師等を配置し、静養・隔離の機能を持つ専用スペース（部屋）を確保するなど一定の要件を満たし事業を行う施設に対して補助を行います。

【評価】

○

【検証】

のぞみ保育園、ひとつせ保育園において事業を行い、年間延べ111名の利用がありました。

32 ひとり親家庭医療費助成事業

(第2節 健康・福祉_VI 低所得者福祉・母子父子家庭福祉_1 低所得者福祉・母子父子家庭福祉)

◆ひとり親家庭の健康増進と福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の医療費を助成します。

【評価】

○

【検証】

延1,587件の助成を行い、ひとり親家庭の経済的負担の軽減と健康増進を図ることが出来ました。

産業振興課

課長	倉永 浩幸
課長補佐	和田 憲幸
課長補佐	岡本 啓二
課長補佐	川野 尊世

1. 産業振興課の役割

産業振興課は、農林水産係、畜産係、商工振興係で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【農林水産係】農林水産業の振興、農作物の生産対策及び販売促進に関する業務、担い手確保及び育成に関する業務、森林計画に基づく指導及び普及奨励に関する業務、有害鳥獣駆除に関する業務を担っています。

【畜産係】畜産の振興及び指導奨励に関する業務、畜産の衛生、防疫、予防接種に関する業務を担っています。

【商工振興係】中小企業の振興、創業支援及び地場産業の育成など商工業の活性化や職業安定に関する業務、並びに観光資源の掘り起こしや宣伝、観光イベントに関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 効率的・安定的な水田農業の確立

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆国の制度等を活用し、新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付や水田後作としてのそば、麦、飼料作物の作付推進などを図り、既存の水田営農から地域の特性を生かした新たな水田営農への転換及び需要に応じた米の生産と水田農業の構造改革を総合的に推進して、生産性の高い水田農業経営の確立を図ります。

【評価】

○

【検証】

経営所得安定対策等交付金及び町単独補助金を活用し、主食用米からの作付転換を推進しました。新規需要米(飼料用稲、米粉用米、飼料用米、加工用米)の作付面積は令和2年度と比較して8.0ha増加しました。

② 新規就農者及び農業後継者への支援

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆農業後継者の確保と就農意欲の増進、担い手の育成、更には円滑な農業経営の継承を目指して、新規就農者及び農業後継者への支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 新規就農者及び農業後継者に対して、国の事業である農業次世代人材投資事業又は町の独自事業である新富町就農支援交付金事業を活用し、就農直後の経営確立を支援する給付金の給付を行いました。 農業次世代人材投資事業については、新規が3名、継続が9名、新富町就農支援交付金については11名に給付を行いました。
-----------	---

③ 新富町新規就農者等確保事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 町の基幹産業である農業の発展と農業従事者の確保を図るため、新規就農者の募集活動及び町内外からの新規就農者等に対する就農支援を行います。

【評価】 ●	【検証】 新型コロナウイルス感染症の影響により、新規就農者に対する就農支援が行えませんでした。
-----------	--

④ 新富そばの安定生産の推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 新富そばの安定生産を行うために種子の導入に対して支援を行います。

【評価】 ×	【検証】 生産者の高齢化、販売のルートの減少により、支援を実施できませんでした。
-----------	---

⑤ 農業用ハウス強靱化事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ ハウスの保守及び補強や防風ネットの設置により災害への耐候性を向上させるための資材等への支援を行います。

【評価】 ×	【検証】 大雨、台風被害等の多発と被害拡大を踏まえ、老朽化等により十分な耐候性がなく対策が必要な農業用ハウスについて支援を行うものですが、令和3年度は、相談受付は行ったものの応募に至らず、実績がありませんでした。
-----------	---

⑥ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 地域農業において中心的な役割を果たしている農業法人等による産地の基幹施設の導入支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 令和3年度は、相談受付は行いましたが、応募に至らず、実績がありませんでした。
-----------	--

⑦ 有害鳥獣対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 年々被害が拡大するサル、イノシシなどの有害鳥獣の駆除等に対して専門の駆除員を配置して、農作物の被害軽減対策に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

駆除班によるサルの追い払い活動を行いました。また、近年増加するアナグマ等の捕獲には箱ワナを効果的に使用し、捕獲を行いました。駆除頭数は前年度より減少しており、活動の効果が出ています。

⑧ 学校給食食材地産地消事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 町内小中学校の学校給食の食材について、町内で生産された農畜産物を活用し、食育の推進と地産地消普及啓発を行います。

【評価】

○

【検証】

新富町で生産された小麦粉と米粉を学校給食で使用してもらいました。

⑨ 環境保全型農業推進

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 温暖な気候と豊かな土壌や水資源等を生かし、稲作や野菜生産に取り組んでいるが、近年の消費者の食の安全への関心や環境に対する意識の高まりに対応するため、環境負担の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要であるため、有機農業の取組に対する支援を行います。

【評価】

○

【検証】

有機農業については、西都市・木城町・新富町においてグループで取組を行っている農業者に対し、国の環境保全型農業直接支払交付金実施要綱に基づき、取組面積及び取組作物に応じ、補助金の交付を行いました。

⑩ 家畜伝染病防疫強化対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

- ◆ 口蹄疫・鳥インフルエンザ等の防疫強化対策を確立し、安心安全な畜産経営の構築を図ります。

【評価】

○

【検証】

家畜伝染病防疫対策として、防疫資材の支援と各農場への防疫強化の指導、埋却地に関調査、建設業協会との意見交換会など啓発を行いました。

⑪ 畜産・酪農収益力強化整備特別対策

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 担い手の育成、新規就農者及び農業後継者への牛舎整備等の支援を行い、肉用牛・乳用牛の増頭対策と収益力向上と生産基盤の強化に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

規模拡大を目的として、国庫事業である畜産クラスター事業を促進し、畜舎や堆肥舎の整備及び家畜の導入等の計画支援を行い、増頭対策や収益力向上・生産基盤強化を行いました。

⑫ 酪農・肉用牛生産基盤強化促進事業

(第4節 産業・経済_I 農業_1 農業)

◆ 肉用牛の優良繁殖雌牛導入、高齢繁殖素牛更新、町内産肉用牛肥育素牛導入、乳用牛の後継牛確保及び畜産事業者育成組織の運営費用や飼養効率の向上を図るための機器購入等に対して支援を行います。

【評価】

○

【検証】

優良繁殖雌牛の確保及び更新対策として和牛繁殖雌牛7頭、高齢繁殖素牛更新対策として44頭、乳用後継牛保留対策として43頭、導入対策として地元産肥育素牛115頭の支援を行いました。

⑬ 海岸保安林の松くい虫防除

(第4節 産業・経済_II 林業・水産業_1 林業・水産業)

◆ 災害の防止とともに富田浜松林の優れた景観を残すために、松枯れを防止するための薬剤散布及び薬剤の樹幹注入を行います。

【評価】

○

【検証】

過去に、松枯れの被害により多くの松の植え替えを行っており、継続して防除を行うことで、同様の被害防止に努めることができました。

⑭ 新富町造林整備事業

(第4節 産業・経済_II 林業・水産業_1 林業・水産業)

◆ 災害防止などの森林の持つ多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するために、伐採跡地の再造林の支援を行います。

【評価】

○

【検証】

多面的機能が持続的に発揮される森林づくりを推進するため、伐採跡地1.39haに対して、造林の支援を行いました。

⑮ 地元商店街等との連携

(第4節産業・経済_Ⅲ 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新富町商業共同組合と連携し、ギャラリーしんとみの企画内容の充実を図り、新富町の文化芸術を情報発信するとともに、併せて町の観光名所、特産品等の地域資源をアピールします。

【評価】

○

【検証】

新型コロナウイルス感染症の流行前からすると来客数は減少していますが、前年度と比較すると約700名多くの方にお越しいただきました。今後は、来場者をいかに商店街での消費活動につなげていくかが課題です。

⑯ 商工業の振興

(第4節産業・経済_Ⅲ 商業、サービス業、工業_1 商業、サービス業、工業)

- ◆ 新富町商工会と連携し、中小企業、小規模事業者及び創業の支援のための体制強化を図ります。
- ◆ 商工会青年部・女性部の活動を促進し、地元経済を担う後継者の育成、交流の活性化に取り組みます。
- ◆ 中小企業及び小規模事業者のための町融資制度を実施し、金融機関と連携し中小企業等の資金調達を支援します。
- ◆ 意欲のある事業所の経営基盤強化、人材育成等を支援します。

【評価】

○

【検証】

起業家育成のための施設となるチャレンジショップを開館し、商工会と連携した創業支援の体制を構築しました。

令和3年度に入居した1事業者に対し、経営に必要な知識の習得を支援しました。

また、町内の意欲ある事業者の成長を促進するため、商工業振興補助金を活用し、販路開拓や個店の魅力創出等を支援しました。

⑰ 観光振興

(第4節産業・経済_V 観光_1 観光)

- ◆ こゆ地域づくり推進機構が核となり、地域資源を活用したイベント等を通じた魅力発信に取り組みます。

【評価】

○

【検証】

地域の「人」や「産業」を資源とし、それらを活用した観光体験のメニューを教育旅行のプログラムとして組立て、実際に修学旅行の受入れを行いました。

⑱ 広域的な観光振興

(第4節産業・経済_V 観光_1 観光)

◆宮崎県観光協会や、さいとこゆ観光ネットワークと連携し、広域連携による観光PRに取り組めます。

【評価】

○

【検証】

地域の魅力をより広く発信するため、さいとこゆ観光ネットワーク加盟市町村と連携し、Instagramを活用したフォトコンテストを実施しました。

農地管理課

課長 壺岐 進
課長補佐 宮崎 健一

1. 農地管理課の役割

農地管理課は、農地整備係、農地計画係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【農地整備係】農地の基盤整備及び保全、農業環境整備に関する業務を担っています。

【農地計画係】優良農地を確保するための農振農用地の調整及び農地中間管理機構の市町村窓口として農地の賃貸借契約事務を行い、担い手への農地集積に関する業務等農地の管理業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 猿ヶ瀬排水路整備事業

(第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _2 消防・救急・防災・防犯・交通安全・消費者行政)

◆ 東大谷地区排水対策において、猿ヶ瀬排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和3年度は、事業にかかる補償調査を行い令和4年度の基本設計に向けた準備を行いました。

② 障害防止対策

(第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _3 基地対策)

◆ 新田原基地からの排水路の整備を行います。

【評価】

○

【検証】

令和3年度は、大和地区のほ場整備事業にかかる用水関連事業及び大和池の改修に伴う実施設計を行いました。

③ 多面的機能支払交付金事業

(第1節 暮らし・環境 _I 生活環境 _4 住宅、公園、緑地、環境美化)

◆ 多面的機能支払交付金事業を活用し、農業景観の維持を行います。

【評価】

○

【検証】

事業を活用し、地域組織等が行う共同作業等の支援を行い、農用地等地域資源の保全管理を行いました。

④ 農道舗装の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 幹線農道のコンクリートによる舗装を行います。

【評価】

○

【検証】

農道の維持管理を行うことによって生産性の向上と農作業等の安全確保に繋がりました。事業内容が地域住民に浸透し、材料支給を行い関係住民で施工する方法により6地区で事業が行われました。

⑤ 農業基盤整備事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 農道整備及び農業施設の改修を行います。また、農道橋の点検を実施します。

【評価】

○

【検証】

農地耕作条件改善事業を活用し、既に区画が整備されている農地の生産効率向上や農業競争力強化を図るため、農道整備（約1,153m）を行いました。また、農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用し、安定的な農業用水確保を図るため、田中地区用水ポンプ更新を行いました。

町内14か所の農道橋点検を実施（特に問題なし）しました。今後も定期的な点検を行います。

⑥ 圃場整備の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 関連土地改良事業区域内の圃場整備の取り組みに対して支援を行います。

【評価】

○

【検証】

町内2か所で県が実施主体となり土地改良事業が進められており、大和地区は、宮ヶ平・塚原換地区の面的整備が終了し、大和池下、山田、芝原・宮ヶ平南換地区の事業に着手しました。新田西地区は、関係者と協力して今後の事業採択に向けた本同意の徴取に取り組みました。

一ツ瀬川地区更新事業については、関係する1市3町で協議会を実施し、国、県、関係機関と協議を行うとともに、同意取得者の整理を行いました。

⑦ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】

△

【検証】

令和3年度は、新規及び再設定併せて69.7haの事務手続きを行いました。来年度も、関係機関と連携し各種補助事業を活用し事業推進を図るとともに、地域の実情にあった担い手への集積・集約を継続していくことが課題です。

都市建設課

課 長	甲斐 雅啓
課長補佐	黒木 崇
課長補佐	本部 宜則
環境推進室	(兼) 甲斐雅啓
室長補佐	長友 俊博

1. 都市建設課の役割

都市建設課は、都市計画係、建築係、住宅係、土木係、環境・空家係、衛生管理係、国道10号新富バイパス・SIC事業推進室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【都市計画係】公園・緑地・都市下水路等の維持管理及び都市計画道路を含む都市計画事業の推進に関する業務を担っています。

【建築係/住宅係】公営住宅の整備を含む維持管理及び一般住宅に関する業務を担っています。

【土木係】交通網の整備、河川の整備等住環境の整備などの業務を担っています。

【環境推進室】一般廃棄物の処理及び減量化、資源化を含め、合併処理浄化槽補助、し尿処理に関すること、環境保全に関する業務や犬の登録及び狂犬病予防に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 幹線道路整備事業	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)	
◆幹線道路については引き続き計画的に整備します。 ① 佐土原～木城線道路改修 ② 越馬場～野中線道路改修 ③ 末永～鬼付女線舗装補修 ◆国道10号三納代地区事業推進を国に強く要望します。 ◆東九州自動車道新富スマートインターチェンジ設置に向け関係機関と連携を計りながら事業を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 各幹線道路について、年次計画どおりに整備を行いました。 国や県との協議や要望活動を実施し、国道10号については三納代地区での調査設計を実施、新富スマートIC（仮）についても調査設計を開始しました。

② 幹線以外の道路整備及び交通安全対策事業	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)	
◆ 町民生活の向上及び安全な道路の整備、管理に努めます。 ① 駅前周辺道路改良 ② 永牟田線道路改良 ③ 八幡～大淵線道路改良 ④ 漆山～追分線排水路整備 ⑤ 追分～鶴ヶ牟田線舗装補修 ⑥ 町道橋梁点検 その他町道維持補修など	
【評価】 ○	【検証】 幹線道路以外の各路線についても計画どおり整備、管理を行うことができました。

③ 木造住宅耐震診断事業	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅について、耐震診断を行います。 (予定戸数：10戸) ※1戸当たり6千円の個人負担が必要	
【評価】 ○	【検証】 町民へのお知らせ版及び町ホームページ等で周知・募集を図り、20戸に対し耐震診断を実施しました。

④ 河川改修整備	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_2 消防、救急、防災、交通安全、消費者行政)	
◆ 河川砂防の事業促進・連携を行い、更なる防災対策に努めます。また、一ツ瀬川については、引き続き関係市町と河川改修整備要望活動を実施します。	
【評価】 ○	【検証】 河川砂防の事業促進に努め、一ツ瀬川については、関係市町と改修整備の要望を行いました。

⑤ 町営住宅整備事業	
(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)	
◆ 防衛省住宅防音事業で設置した町営住宅の空調機器について、設置から10年以上経って機能が低下した機器の機能復旧を行います。(30台取替) ◆ 宮ヶ平団地B棟の屋根改修を行います。 ◆ 成法寺住宅跡地について、土地の有効活用を図るため敷(し)き均(なら)し工事を行います。	

【評価】 ○	【検証】 町営住宅の空調機について、25戸35台の更新を行いました。 宮ヶ平団地について、C・D棟の屋根改修を行いました。 成法寺住宅跡地について、敷き均し工事を行いました。
-----------	--

⑥ 富田浜公園改修事業 (第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_4 住宅、公園、緑地、環境美化)	
◆ 富田浜公園の改修に向けて、周辺施設を含めた総合的な配置計画の策定を進めていきます。	
【評価】 △	【検証】 富田浜公園の改修に向けて関係各課と検討を行いましたが、配置計画の策定には至りませんでした。

⑦ 適正なごみ処理 (第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル)	
◆ ごみの分別収集を徹底し、適正な一般廃棄物の処理を行います。また、資源ごみについては西都児湯クリーンセンターにて適正処理を行い、循環型社会の形成に努めます。 ◆ 1市5町1村で、適正なごみの処理や減量化について検討していきます。 ◆ ごみ収集所に排出されたごみが、適正に収集運搬されるよう監視します。 ◆ 塵芥中間受入施設（旧藤山）の搬入ごみについて適正に管理運営を行ない、搬入されたごみを適正に処分します。 ◆ 町内の各地区のごみ収集を迅速にし、町民の衛生的な生活環境を保持していきます。	
【評価】 ○	【検証】 ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。 また、リチウムイオン電池等による発火事故への対応の一環として、既に実施を開始している『宅配便を利用した小型家電リサイクル』に加え、新たに『携帯電話の拠点回収』を開始しました。

⑧ ごみ減量化及び資源リサイクルの推進 (第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_5 ごみ処理・リサイクル)	
◆ 定期的にごみの分別やリサイクルについての啓発を行います。 ◆ ごみ分別の徹底と再資源化について啓発し、循環型社会の形成に取り組みます。 ◆ 西都児湯クリーンセンターで行う「環境フェスタ」を通じて、環境保全等について啓発していきます。 ◆ 生ごみを削減するためコンポストの普及を進めて行きます。	

【評価】 ○	【検証】 ごみの減量化、適正処理についての広報・啓発を行いました。西都児湯環境整備事務組合の参画市町村で、複数回の展開検査を行い適正なごみ処理指導や減量化についての協議を行いました。 小型家電リサイクル事業の一環として『宅配便を利用した小型家電リサイクル』に加え、新たに『携帯電話の拠点回収』を開始しました。 また、し尿処理施設『潮香苑』から排出される脱水汚泥（し渣）を焼却処理しておりましたが、令和3年度からは肥料としての再資源化を開始しました。
------------------	--

⑨ 火葬場の運営・設備 （第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_6 火葬場施設・墓地）	
◆ 平成27年度に完成した、環境に配慮した近代的な火葬場の効率的な維持管理を進めていきます。 ◆ 火葬場運営について、1市5町での広域取組みとして進めていきます。	
【評価】 ○	【検証】 周辺の環境に配慮し効率的な維持管理ができました。関係市町村並びに西都児湯環境整備事務組合と協議を行い適切な運営を行いました。

⑩ 墓地の管理 （第1節 暮らし・環境_Ⅰ 生活環境_6 火葬場施設・墓地）	
◆ 各地区の墓地に関する相談窓口になります。 ◆ 墓地改葬について住民に周知します。 ◆ 町営墓地を適正に管理します。	
【評価】 ○	【検証】 墓地に関する相談に対し、随時、対応しました。 町営墓地および各地区の墓地の適正管理を行いました。

⑪ 自然環境の保全 （第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害_1 自然環境保全・公害）	
◆ 海岸清掃等のボランティア活動を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 ボランティア活動の推進を図りました。また、ボランティアが回収した漂着プラゴミ等の適正処理への支援を行いました。新たに宮崎県海岸漂着物等地域対策推進事業に取組み収集・運搬処理の適正化を図りました。

⑫ 環境保全意識の啓発	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害__1 自然環境保全・公害)	
◆町民に公共水域の水質保全意識の高揚のため啓発を行います。	
【評価】 ○	【検証】 浄化槽の維持管理啓発活動の際や環境啓発活動にあわせ、水質保全意識の高揚のための啓発活動も行いました。

⑬ 環境汚染対策	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害__1 自然環境保全・公害)	
◆ 不法投棄等の監視パトロールを行います。 ◆ 河川汚染の原因の1つとなる家庭からの廃食油の流入を防ぐために、年間 5,000ℓ を目標に廃食油の回収を行い、河川等の水質検査を定期的（年4回）に行っていきます。	
【評価】 ○	【検証】 環境美化パトロール監視員による監視パトロールを行い、不法投棄の発見と不法投棄者への指導を行いました。 廃食油については、6,300ℓ の回収を行いました。 河川等の水質検査も適切に実施しました。

⑭ 排水処理対策等の充実	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害__1 自然環境保全・公害)	
◆ 生活排水から河川等の水質を守る為に、生活排水処理率（合併浄化槽使用率）68%を目標に推進します。 ◆ し尿や浄化槽汚泥の処理を行っている新富処理施設「潮香苑」を適正に運営していきます。 ◆ 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進と法定検査実施について町民への周知を図って行きます。	
【評価】 ○	【検証】 今年度の補助金交付対象（10人槽以下）の合併浄化槽の設置基数は97基となりました。また、浄化槽法第11条検査の検査率向上を図るため『新富町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱』に基づき運用を行いました。

⑮ 排水路整備事業	
(第1節 暮らし・環境_Ⅱ 自然環境保全・公害__1 自然環境保全・公害)	
◆ 各地域の実情に応じ、排水路の維持補修を行います。	
【評価】 ○	【検証】 対策が必要な箇所について整備を行いました。 未対策箇所が残っているため、引き続き整備を進めていきます。

水道課

課長 長友 一彦
課長補佐 倉永 勝彦

1. 水道課の役割

水道課は、経営係と工務係で構成され、安全で良質な水道水を安定供給するため、水道事業の経営を担っています。各係の業務内容は次のとおりです。

【経営係】 企業会計、水道メータの検針業務、水道料金の収納等に関すること。

【工務係】 水道施設の運営、管理、整備、計画等に関すること。

2. 個別事業とその目標

① 水資源の保全

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 安心して、おいしく飲める水の供給のために、関係機関と連携して、一ツ瀬川流域の水質監視と水質管理情報についても共有化を行ない、一ツ瀬川の水質保全を図ります。
- ◆ 水は限られた資源であることから、水の持つ役割や大切さを理解し貴重な水資源の有効活用のため、有収率の向上を図ります。

【評価】

○

【検証】

関係機関と連携し、水質管理情報の把握など水質管理体制強化を行い、水質保全に努めました。

有収率向上対策として、漏水箇所の配水管布設替え及び漏水情報提供があった際は、直ちに補修を行いました。

今後の課題は、老朽化した浄水場の施設設備更新及び年々増えてくる老朽管の更新を計画的に実施していくことです。

② 上下水道施設の整備、災害時に備えた上水道の確保

(第1節 暮らし・環境_I 生活環境_1 暮らしのインフラ)

- ◆ 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の計画的な整備に努めます。
- ① 浄水場電気計装及び発電機更新工事
- ② 浄水場電気計装及び発電機更新工事施工監理業務委託
- ③ 春日加圧ポンプ更新工事
- ④ 末端残留塩素計更新工事
- ◆ 水の安定供給を図るため、老朽化した配水管の計画的な整備を実施します。
- ① 県道今別府八幡線外配水管布設替工事
- ② 春日地区配水管布設替工事
- ③ 上城元地区配水管布設工事

◆ 町道道路改良工事等に併せて、配水管の計画的な整備を実施します。 ① 塚原地区配水管布設工事 ② 日向新富～鬼付女線配水管布設工事 ③ 辻～倉園線配水管布設替工事	
【評価】 ○	【検証】 上水道施設の適正な管理に努めるとともに、老朽化した設備の整備を計画どおり実施しました。 老朽化◆印の1つ目と3つ目は、計画どおり実施しました。 老朽化した配水管の整備については、春日地区配水管布設替工事と上城元地区配水管布設工事は計画どおり実施しましたが、県道今別府八幡線外配水管布設替工事については、工事の内容を見直し、バイパス管のみを布設することとし、県道川床日向新富停車場線へ配水管を布設する工事を実施しました。 町道道路改良工事等に併せた配水管の整備を計画どおり実施しました。

会計課

課長 河野 佐知子
課長補佐 川西 雅也

1. 会計課の役割

会計課は、新富町の歳入歳出に関し適正に行われているか審査し、それを正確に遂行する役割を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 公金管理の効率化	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)	
◆ 町公金を適正に管理していくため、財政部局と連携し効率的な資金運用に努めます。	
【評価】 ○	【検証】 安全かつ効果的な資金の調達と運用を図るため、資金管理会議において確認し、年次方針を決定しました。 債券市場の変動等により運用益は対前年比 79.6%となりましたが、支払資金の確保を行いつつ、効果的な公金管理及び運用に努めました。
② 税金等の納付方法の拡充	
(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _Ⅲ行財政運営の効率化 _1 行財政運営の効率化)	
◆ 町民の利便性向上のため、関係各課と連携して各種窓口での手数料等の支払いや公共施設利用料等の支払いのキャッシュレス化を推進します。	
【評価】 ○	【検証】 スマホやパソコンから町税等の口座振替の申込みを行うことができる「Webシステム」の導入について、関係課と連携し令和4年度運用開始を目指し準備を進めました。

議会事務局

局長 宮本 信一
局長補佐 沼口 昭仁

1. 議会事務局の役割

議会事務局は、議会運営の事務処理を担っています。また、監査委員事務局を併任し、一般会計・特別会計の会計監査を行っています。

2. 個別事業とその目標

① 開かれた議会の実現

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

◆ 町民が参加できる議会を目指し、町民の声を広聴できるよう意見交換会などの取り組みを補助・支援します。

【評価】

△

【検証】

町ホームページ、町広報誌、議会だより、町内 I P 告知放送を活用して、定例会の日程、一般質問の内容等を広報し、町民へ身近な議会となるよう努めました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、団体での傍聴を制限したことにより、傍聴者数は減少に転じました。(傍聴者数 平成 29 年度：192 人 平成 30 年度：283 人 令和元年度：319 人 令和 2 年度：115 人 令和 3 年度：140 人)
また、令和元年度から町民の声を拝聴するため、ワールドカフェ方式を用いた意見交換会を開催し、町民との意見交換を行っていましたが、令和 3 年度については、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施することができませんでした。

② 議会広報の充実

(第5節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

- ◆ 町民が読みやすい「議会だより」になるよう、アンケート等を実施し、多くの町民に読んでいただける広報誌を目指します。
- ◆ 議会活動の内容を町内外へ発信するため、ホームページの充実を図り積極的な情報発信に努めます。
- ◆ 議会広報特別委員会の研修の補助・支援を行います。

【評価】 ○	【検証】 広報誌「議会だより」については、一般質問の紙面を拡充するとともに、文字を拡大し、表題の配置や各ページの色合いや挿絵、写真を大きくし、高齢の方にも見やすい紙面作りに努めました。 また、定例会毎に傍聴者に対し「議会だより」に関するアンケートをお願いして、ご意見をいただきながら、より町民に身近な広報誌となるよう支援しました。 定例会の一般質問の様子を役場 1 階ロビー及び新富町総合交流センターで議会中継を行うと伴に、I P 告知端末で放送し町民に実際の議会の状況を広く周知しました。 さらに、町ホームページにて、事前に各議員の一般質問内容を掲載し、町内外へ情報を発信しました。また、委員会活動を掲載し、ホームページの充実を図りました。
----------------------	--

③ 先進性のある議会の実現

(第 5 節ビジョンを実現するための行政の取り組み _I ビジョンを実現するための行政の取り組み _2 町民参加の推進)

◆ 政策提言につながる各常任委員会及び特別委員会の行政調査及び町民の意見を国等に訴えるための要望活動の補助・支援を行います。

【評価】 △	【検証】 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、各常任委員会、特別委員会においては、行政調査を実施することが出来ませんでした。しかし、基地対策特別委員会については、基地周辺をはじめ、町内の生活環境を早急に改善していく必要があるため、国へ基地問題について要望をする活動の支援を行いました。
----------------------	---

教育総務課

課長	宮本 芳幸
課長補佐	大山 文哉
教育対策監	中倉 信博
教育施設整備対策室長	(兼)宮本芳幸

1. 教育総務課の役割

教育総務課は、教育総務係と学校教育係、教育施設整備対策室で構成されています。各係の業務内容は次のとおりです。

【教育総務係】教育委員会の会議、教育財産の管理など教育委員会事務の総務全般の業務を担っています。

【学校教育係】児童生徒の就学事務及び就学援助、特別支援教育、学校保健及び学校安全、学校給食、学校図書等、学校教育事務全般の業務を担っています。

【教育施設整備対策室】学校施設の施設整備に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 学校給食費補助事業

(第2節健康・福祉_V 児童福祉_1 児童福祉)

- ◆ 児童生徒の学校給食費を全額補助し(無償化)し、子育て世代の経済的負担軽減を図ります。

【評価】

○

【検証】

児童生徒の学校給食費約 6,380 万円を全額補助(無償化)しました。

② 学校施設・設備の充実

(第3節教育・文化・人づくり_II 業務教育_1 業務教育)

- ◆ 学校施設の充実に取り組みます。

- ① 富田小学校講堂の解体工事を行います。

【評価】

○

【検証】

富田小学校講堂の解体工事を行い、工期内に予定通りの事業を完了させることができました。

③ 学力の向上

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 業務教育)

◆ 学習指導方法の工夫改善に努め、一人一人に応じたきめ細かな指導により学力向上を目指します。

- ① 県教育委員会から指導主事の派遣を受け、専門的な立場から学校への指導助言の強化を図ります。
- ② 「しんとみ学力・授業力向上推進リーダー」による学習指導の工夫・授業改善に係る研究の推進と成果の普及を図ります。
- ③ 外国語指導助手 (ALT) を増員し、英語力の向上及び国際理解を深めます。

【評価】

○

【検証】

指導主事の派遣により、学校への適切な指導・助言を行うことができました。

各学校の教職員の中から「学力・授業力向上推進リーダー」を委嘱し、合同で研究を行い、授業公開を通して、町内教職員の意識と指導力の向上を図りました。

各小中学校に町費による非常勤講師を配置し、少人数学習やT T授業により児童生徒の学力向上を図りました。

④ 小中一貫教育の推進

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 業務教育)

◆ 学校区の特色を生かした一貫性・連続性のある教育に取り組みます。

- ① 各中学校区において小・中学校の9年間を見通した系統性・一貫性のある教育の充実を図ります。
- ② 未就学から小学校、更に中学校教育への滑らかな接続が図られるよう、幼保障連絡協議会での研究、協議を行います。

【評価】

○

【検証】

「田園の里 新田学園」、「学びの丘 上新田学園」は小中一貫校として、9年間を見通した教育課程を編成し、学習指導や生徒指導等にも効果的な成果を上げることができました。富田小学校、富田中学校では学校間の連携により学校評価委員会の合同開催や教職員の研修会等を通して共通意識の醸成を図り、地域の状況に応じた小中連携教育を進めました。

⑤ 読書推進事業の展開

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育)

◆ 「読書のまち新富づくり」のもと学校内でも読書活動を推進します。

- ① 学校図書支援員を学校区ごとに1名ずつ配置し、町立図書館と町小中学校読書推進委員会との連携のもと、学校図書館のより一層の充実を図ります。
- ② 毎月20日～26日を「ファミリー読書週間」とし、23日を「ファミリー読書の日」とし、町小中学校読書推進委員会を中心に家族での読書活動を推進します。
- ③ 幼保小連携モデル事業を活用するなど連携した読書活動の充実を図ります。

【評価】 ○	【検証】 小中読書推進委員会を中心に、ファミリー読書週間、朝の読書活動などに取り組み活動を定着させることができました。各読書コンクール（完読賞、多読賞、手作り絵本、読書感想文）では意欲的に読書に取り組む児童生徒を表彰しました。また、各学校において新規に図書を購入し、読書環境充実を図るほか学校図書サポーターの配置により児童生徒の読書活動支援に努めました。 町立図書館と連携しながら絵本の読み聞かせの手法を学び、小中学生が町内幼稚園・保育所に出向き読み聞かせを行う活動を実践することが出来ました。
----------------------	--

⑥ 健康安全教育・食育の推進・道徳教育

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育）

◆ 体力向上と保健・安全教育の充実、事故防止と危機管理体制の確立を図ります。 ① 「早寝早起き、歯磨き、朝ご飯運動」を推進します。 ② 食に関する指導（食育）及び「地産地消の日」「弁当の日」の取り組みを推進します。 ③ 交通安全指導の推進、緊急非常時体制組織を点検し、対応マニュアルに基づく非常時訓練を支援します。 ④ 学校の教育活動全体をととして道徳教育を推進するとともに、体験を通して道徳的実践力を高めます。	
【評価】 ○	【検証】 各学校で学校経営案、防災・危機管理マニュアル等を作成し、教職員が共通理解した上で、児童生徒への健康安全教育を行いました。 学校給食では地場産物を学校給食に活用するほか、全小中学校において、子どもたちが自分でつくる「弁当の日」の取り組みを行い、食育推進しました。 また、交通安全指導として、学校・PTAによる青色パトロールカーの巡回や街頭指導のほか、関係部署と連携した通学路の点検、改善により安全確保に努めました。

⑦ 生徒指導等の充実

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育)

◆ 学校教育の充実を図ります。

- ① 児童生徒の心のケアのため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを活用します。
- ② L G B T Q等への理解推進に努め、人権教育を推進します。
- ③ 生徒と学校が共に協議し校則の見直しを行います。

【評価】

○

【検証】

児童生徒の状況に応じ、適宜、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと連携した対応を行いました。

LGBTQ 等への人権教育を推進しました。

生徒と学校で協議し校則の見直しを行いました。

⑧ 家庭・地域社会・学校の連携

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育)

◆ 新富町の特色を活用したふるさと教育の充実を図り、郷土に誇りを持つ児童生徒の育成を図ります。

- ① 全中学校区で家庭学習の充実を図ります。
- ② 家庭・学校・地域での「あいさつ運動」を推進します。

【評価】

○

【検証】

全中学校区で「あいさつ・読書活動の推進・家庭教育の充実」の統一目標で取り組みを行いました。

各学校では、生徒指導部の目標等に「あいさつ運動」等を掲げるとともに、登校時間の朝のあいさつ運動に取り組んでいます。また、P T Aと連携して定期的な朝の街頭指導も実施しました。

⑨ 教育環境の充実

(第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育)

◆ 学校教育環境の充実を図ります。

- ① 非常勤講師の配置を行い各学校の児童生徒への基礎的基本的学力の定着を図ります。
 - ② 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携の充実を図り、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行います。
 - ③ 校内通信ネットワーク及び児童生徒一人1台のパソコン環境を一体的に整備する「GIGA スクール構想」により、教育の ICT 化の充実を図ります。
- ◆ 遠距離通学児童の負担軽減を図るため、スクールバスを運行します。

【評価】 ○	【検証】 非常勤講師による各学校の児童生徒への基礎的基本的学力の定着を図ることができました。 適応指導教室「けやき教室」と学校の連携を図ることができ、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行うことができました。 校内通信ネットワークのパソコン環境を整備し、教育の ICT 化の充実を図ることができました。 遠距離通学の地域（3キロ以上）の児童を対象にスクールバスを運行し、4地区25人の児童の送迎を行いました。
------------------	--

⑩ 特別支援教育の充実

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育）

- ◆ 特別な配慮を要する児童生徒に対し必要に応じて支援員を配置するなど、個々の特性の状況に応じた特別支援教育を推進します。

【評価】 ○	【検証】 特別支援教育のため10名の町雇用支援員を配置し、状況に応じた支援を行いました。 富田小学校に、ことばの教室のほか、LD・ADHDの通級教室が開設されたことで、特性の状況に応じた指導を行うことができました。 就学に際して町内外保育所等の訪問や就学相談会、就学時健康診査、教育支援委員会等を開催し、子どもの特性の早期発見、早期対応により特別支援教育の推進に努めました。 適応指導教室（けやき教室）では、保護者や学校ともきめ細かに情報共有を図り対応しました。
------------------	--

⑪ いじめ防止対策

（第3節教育・文化・人づくり_Ⅱ 業務教育_1 義務教育）

- ◆ いじめやそれにつながる生徒指導上の諸問題の未然防止及び早期発見のため、学校や関係各課との連携を図ります。
 ◆ 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会等の関係機関と連携して子どもの抱える問題行動の解決や未然防止等に取り組みます。

【評価】 ○	【検証】 いじめや子どもの抱える問題行動の解決等については、毎月各学校においてアンケート調査を実施し、未然防止や早期対応につながるよう配慮しました。また、ケース会議等関係機関との連携及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用により対応することができました。 西都児湯いじめ問題対策専門家委員会に諮問する案件は0件でした。
------------------	---

生涯学習課

課長	齊藤 隆文
課長補佐	河野 光典
課長補佐	猪野 博行

1. 生涯学習課の役割

生涯学習課は、生涯学習係及び文化スポーツ係で構成されています。各係の主な業務内容は次のとおりです。

【生涯学習係】社会教育、公民館、図書館に関する業務を担っています。

【文化スポーツ係】文化振興、文化財、社会体育に関する業務を担っています。

2. 個別事業とその目標

① ブックスタート事業

(第3節 教育・文化・人づくり _I 幼児教育_1 幼児教育)

◆乳児健診に合わせて親子に絵本の配布を行う「ブックスタート事業」の開催により絵本を通じた親子のふれあいを啓発します。

【評価】

△

【検証】

「ブックスタート事業」は新型コロナウイルス感染防止の観点から読み聞かせは実施出来ませんでしたが、読書への関心を深めて頂くため絵本の配布のみ行いました。

② 家庭教育支援事業

(第3節 教育・文化・人づくり _I 幼児教育_1 幼児教育)

◆町地域婦人連絡協議会の皆さんによる小学校の参観時の託児事業を支援します。

【評価】

△

【検証】

小学校での託児事業は新型コロナウイルス感染防止のため、1校を除いて託児は実施できませんでした。しかしながら、託児ができない時間を活用して子どもの登校見守り活動を実施しました。

また、家庭科の授業に町地域婦人連絡協議会の方に補助員として入っていただく活動も行いました。

③ 子ども体験活動支援事業等

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

◆ 町内各中学校区で活動する育てる会やキッズキッチン、サタデーサイエンス、子どもフェスティバルなど運営実行委員会やボランティア団体と連携して子どもの体験活動を推進・支援します。

◆ 中学生ボランティア団体を設立し、体験活動を推進・支援します。

【評価】

○

【検証】

各事業とも学校を通じて募集を行い、事業企画する団体や地域の協力のもと新型コロナウイルス感染防止を考慮しながら、計画的に実施することが出来ました。事業によっては活動内容の見直しや整理が今後の課題となっています。

中学生ボランティアは、17名(高校生3名含む)の参加があり、読み聞かせや、子ども会のイベントボランティアなど積極的に活動しました。

④ 新富町子ども会育成事業

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅲ 青少年健全育成_ 1 青少年健全育成)

◆ 宿泊体験事業やレクレーション活動を通じて、連帯感や達成感、公共心を学ぶ子ども会活動の支援を行います。

【評価】

○

【検証】

子ども会活動は、宿泊体験活動、子どもフェスティバルのほか、中止となった行事の代替として、防災スタンプラリーといった新しい試みも行いました。

また、子どもが減っている地区の子ども会加入率の低下、中高生などの活動参加や活動を支援する指導者の確保、保護者の理解と協力による事業参画など、多くの課題があります。

⑤ 新田公民館の移転事業

(第3節 教育・文化・人づくり _Ⅳ 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆ 河川改修に伴い移転計画がある新田公民館の移転事業に取り組みます

【評価】

○

【検証】

新田支所を含む複合施設を建設しました。引き続き、旧新田支所及び旧新田公民館の解体を行っていきます。

⑥ 生涯学習活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆各地区における生涯学習活動に対し講師助成を行い、自治公民館活動の生涯学習を支援します。

【評価】

△

【検証】

各地区における講師助成の申し込みはありませんでした。
新型コロナウイルスの影響で多くの行事が無くなる中、これからの地域の生涯学習の支援の在り方の模索が課題です。

⑦ 成人式自主運営

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆新成人者より実行委員を募集し、実行委員会組織による成人式の自主企画・運営を支援し、新成人の社会参加を促進します。

【評価】

○

【検証】

成人式実行委員会の募集を行い、実行委員会の企画会議等で助言・支援を行いました。また、来賓を減らすなどして新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した行事の開催に努めました。

⑧ 一般コミュニティ助成事業

(第3節 教育・文化・人づくり _IV 生涯学習_ 1 生涯学習)

◆コミュニティ助成事業を通じて、地域や町民の自主的な生涯学習への取組を支援します。

【評価】

△

【検証】

2地区の一般コミュニティ助成事業の実施を計画し、1地区の助成を行い、地域の自主的取り組みを支援しました。

⑨ 読書環境整備及び推進事業

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_ 1 文化・スポーツ)

◆読書環境充実のため図書館の蔵書の整備を進めるとともに、「読書だより」を発行し啓発を図ります。

◆各種団体(実行委員会等)との連携による催しを企画し図書館の利用者の拡大を図ります。

【評価】

○

【検証】

年間5,000冊の図書館の蔵書整備と年4回の「読書だより」発行については計画通りに実施することにより、読書環境の充実に努めました。

⑩ 文化財の環境整備及び活用

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ1 文化・スポーツ)

- ◆ 新田原古墳群の整備を継続し、周遊できる空間づくりに努めます。
- ◆ 埋蔵文化財の調査を進めます。
- ◆ 資料館を学習の場として活用を図ります。
- ◆ 関係自治体と連携し、日本遺産等の取組みの研究を進めます。

【評価】

○

【検証】

新田原 56 号墳の発掘調査を実施し、文化庁調査官を招聘して埴輪の重要文化財指定に向けた取り組みを進めました。

また、ほ場整備やスマート I C など大規模な開発行為が計画されているため、関係部局や県文化財課との調整を進めながら、試掘・確認調査を進めていきます。

⑪ 文化活動の推進

(第3節 教育・文化・人づくり _V文化・スポーツ1 文化・スポーツ)

- ◆ 文化会館の利活用を円滑に行うため、適正な維持管理を行います。
- ◆ 町内の無形民俗文化活動の継承を支援します。

【評価】

○

【検証】

昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け一部の自主文化事業や貸館事業の中止がありました。新型コロナウイルス感染症の発生から 2 年以上が経過し、文化会館の指定管理者に対しては、日常的な管理や自主文化事業等コロナ禍における運営方法等を協議しながら開催可能な事業を実施しました。

今後は経年劣化した施設の改修を進めていきます。

町の指定民俗文化財の「元禄坊主踊り」は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から一般公開は中止となりました。

新田神楽は、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭のフォーカスプログラムである「神楽フェスティバル」に出演しましたが、2 月の一般公開は規模を縮小して開催しました。

⑫ 生涯スポーツ活動の促進

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 各年齢層に応じた各種スポーツ教室、大会を開催します。
- ◆ スポーツ推進委員の派遣を通じてニュースポーツ等の普及と指導を行います。
- ◆ 全国、九州大会出場に要する費用の助成を行います。
- ◆ 関係各課と連携した健康長寿とスポーツ習慣の意識の醸成を図ります。

【評価】

△

【検証】

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自治公民館ソフトボール大会とスポーツ教室が中止、2年ぶりの開催を目指したしんとみレガッタは悪天候のため中止となりました。秋以降は新型コロナウイルスの感染対策を行いながら各種大会を実施しました。

スポーツ推進委員も、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、出前教室等も計画段階で中止とし、例年通りの活動を行うことができませんでした。

全国、九州大会出場に要する費用の助成についても新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、開催される大会が少なく、令和2年度より増えたものの、申請件数8件、合計36万円の助成に留まりました。

⑬ 体育施設管理及び整備

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ 体育施設の適正な管理と整備に向けて調査・研究を行います。

【評価】

○

【検証】

過去の補修や管理のための委託実績等を整理し、経年的に必要な改修計画を立てるための準備を行ってきました。

水銀灯の製造中止に伴い、体育館のLED化を進めるため、勤労者体育センターの設計を実施しました。

令和6年度までに町内3か所の体育館のLED化を終了する予定です。

⑭ スポーツを通じた交流人口の拡大

(第3節 教育・文化・人づくり _V 文化・スポーツ_1 文化・スポーツ)

- ◆ スポーツ交流センターのPRを町内外で行い、利用促進を図ります。

【評価】

△

【検証】

富田浜スポーツ交流センターの利用者数は、475人でした。

新型コロナウイルス感染症収束後は、テニスコートや運動広場等の施設の活用と結びつけた利用形態を町内外のスポーツ団体や学校等に提案し、交流人口の拡大につなげるのが課題です。

農業委員会事務局

局長 岩村 伸夫
局長補佐 福重 和泉

1. 農業委員会事務局の役割

農業委員会事務局は、農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく農地等の権利移動の許可や、農地等転用申請書に関する業務や農業者年金の推進業務等を担っています。

2. 個別事業とその目標

① 認定農業者等の農地の集積

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 農業経営基盤強化促進法を活用し、農業委員によるあっせんを推進し、認定農業者等へ農地の集積を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員による積極的な認定農業者へのあっせんを行い、一定の農地集積を行うことができました。

② 遊休農地等の解消及び発生防止

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 高齢化や労働力不足等により増加傾向にある遊休農地等の解消及び発生防止を図るために定期的にパトロールを行い、農地相談員を活用し所有者及び利用者との調整を図ります。

【評価】

○

【検証】

農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に農地パトロールを8月に実施し、所有者への意向調査及び利用者との調整を行い、遊休農地等の解消及び発生防止に努めました。

③ 農業者年金の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 農業後継者や新規就農者へ啓発を行い、年金制度への理解を図り農業者年金加入を推進します。

【評価】

○

【検証】

10月28日から11月27日までの農業者年金加入促進期間において農業委員及び農地利用最適化推進委員と共に推進活動を行い、年間7名の新規加入がありました。

④ 農地中間管理事業の推進

(第4節 産業・経済 _I 農業 _1 農業)

◆ 担い手への農地集積・集約化を図るため農地中間管理事業を推進します。

【評価】

○

【検証】

農業経営基盤強化促進法による農地集積の推進を図り、農地中間管理事業による担い手への一定の農地集積ができました。